

假名遣意見

船木直人編

目次

假名遣について

假名遣意見

日本の文字について

文部省の假名遣改定案について

表音的假名遣は假名遣にあらず

1

15

47

61

69

假名遣について

橋本進吉

假名遣といふことは、決して珍らしい事ではなく、大抵の方は御存じの事とおもひますが、さて、それではそれは全體どんな事かと聞かれた場合に、十分明かな解答を與へる事が出来る方は存外少ないのではないかとおもひます。それで假名遣とはどんな事か、又どうして假名遣といふものが起つたかといふやうな、假名遣全般について、一通りの説明を試みたいとおもひます。

假名遣は、元來假名の遣ひかたといふ意味であります。今日に於ては、さう考へておいてまづ間違がないのであります。即ち、假名遣が正しいとか違つてゐるとかいふのは、假名の遣ひ方が正しいとか間違つてゐるとかいふ事でありませぬ。

御承知の如く、我國では、漢字と假名とを用ゐて言語を書く事となつて居りますが、假名遣は勿論假名で書く場合に關する事でありまして、同じことばでも漢字で書く場合は、全く之と關係がありません。しかし、假名はもと漢字から出來たもので、假名がまだ出來なかつた時代には、漢字を假名と同じやうに用ゐて日本語を書いたのでありまして、かやうに假名のやうに用ゐた漢字を、萬葉假名と申して、假名の一種として取扱つて居ります。この萬葉假名を以て日本語を書いたものについて、やはり假名遣といふ事を申すのであります。

かやうに、假名遣は、假名を以て日本語を書く場合の假名の用ゐ方をさしていふのであります。元來、假名は、言葉の音を寫す文字でありますから、言葉の音と之を寫す假名とが正しく一致して

居つて、その書き方が一定し、それ以外の書き方が無い場合には、どんな假名を用ゐるかなどいふ疑問の起る餘地はないのでありまして、假名の使ひ方、即ち、假名遣は問題とならないのであります。例へば「國」を「くに」と書き「人」を「ひと」と書くやうなのは、その外に書き方がありませんから、その假名遣は問題となる事はありません。

然るに、違つた假名が同じ音に發音せられて、同じ音に對して二つ以上の書き方がある場合、たとへば、イに對して「い」「ゐ」「ひ」、コーに對して「こう」「かう」「こふ」「かふ」といふ書き方があり、キョーに對して「きやう」「きよう」「けう」「けふ」といふ書き方があるやうな場合に、どの場合にどの書き方即ち假名を用ゐるかが問題となり、假名遣の問題が起るのであります。又「馬」「梅」の最初の音のやうに、之を「ウ」と書いても、又「ム」と書いても、實際の發音に正しくあらぬやうな場合、即ち適當な書き方の無い場合にも、亦いかなる假名を用ゐてあらはすべきかといふ疑問が生じて、假名の用法が問題となるのであります。

かやうに、同じ音に對して二つ以上の書き方があつたり、又は、十分適當な書き方が無い場合に限つて、いかなる假名を用ゐるかが問題になるのでありまして、その他の場合は假名の用法は問題とせられないのでありますから、假名遣といふのは、その語義から云へば假名の用法といふ事ではありませんが、實際に於ては、あらゆる場合の假名の用法ではなく、その用法が問題となる場合のみ

に限つて用ゐられるのであります。

さて、假名遣が正しいとか間違つてゐるとか云ひますが、それは、何かの標準を立てて、或る書き方を正しいと定め、之に違ふものを間違ひとするのであります。それは何を標準とするのでせうか。

右に述べたやうな、假名の用ゐ方について疑問が起つた場合に、之を解決する方法としては、いろいろのものが考へられます。

一つは、同じ音に對するいくつかの書き方をすべて正しいものとし、どの方法を用ゐてもよいとするのであります。たとへば「親孝行」の「孝行」は「こうこう」でも「かうかう」「こふこふ」「かふかふ」でも「こうかう」「こうかふ」「こふこふ」「こふこう」「かうこう」「かうこふ」「かうかふ」「かふこう」「かふこふ」「かふかう」でも、どれでもよいとするのであります。つまり「コーコー」と讀めさへすれば、どう書いてもよいといふのであります。かやうなやり方では、同じことばが、いろいろの假名で書かれる事となつて、統一がつかない事になります。

第二の方法は、同じ音を示すいろいろの書き方の中、一つだけを正しいものときめて、その音はいつもその假名で書き、その他の書き方はすべて誤であるとするものであります。コーの音に對して「こう」「こふ」「かう」「かふ」などの書き方があるうち、例へば「こう」を正しいものとし、その他を誤とするのであります。かやうにすれば、いつも同じ語は同じ假名で書かれ、假名で書いた

形はいつも定まつて統一されます。さうしてどんな語であつても、同じ音はいつも同じ假名で書かれる事となります。即ち言語の音に基づいて假名を統一するのであります。語の如何に係はらず、同一の音は同一の假名で書き表はすといふ意味で、これを表音的假名遣といひます。

第三の方法は、第二の方法と同じく、同じ音を表はすいろ／＼の書き方の中、一つを正しいものと認めるのでありますが、それは、同じ音であれば、いつも同じ假名で書くのではなく、これまで世間に用ゐられてきた傳統的な、根據のある書き方を正しいと認めるものであります。かうなると、同じ音であつても、ことばによつて書き方が違つて來るのであります。同じコーの音でも「孝行」は「かうかう」、甲乙丙丁の「甲」は「かふ」、「奉公」の「公」は「こう」、「劫」は「こふ」と書くのが正しい事となります。これは傳統的の書き方を基準とするところから、歴史的假名遣といはれます。

どんな假名を用ゐるのが正しいかを定めるには、大體以上三つの違つた方法があるのであります。第一の方法は、さう發音する事が出来る假名であれば、どんな假名を用ゐてもよいとあるのでありますから、特別に假名遣を覺える必要はないのであります。いはゞ假名遣解消論とでもいふべきものでありませう。之に對して第二第三の方法は、或一つのきまつた書き方を正しいとし、その他のものは誤であるとするのでありますから、特別にその正しい書き方を學ぶ必要が、あります。その中で、第二のは、言語の發音に基ゐて、その音を一定の假名で書くのでありますから、その言語

の正しい發音さへわかれば、正しく書ける譯であります。第三のは、同じ音であつても、言葉によつてその正しい書き方が違つてゐるのであり、同じ音に讀むいくつかの書き方にはそれ／＼きまつた用ゐる場所があるのであつて、どの語にはどの假名を用ゐるかがきまつてをり、又同じ假名でも、場合によつて違つた讀み方があるのでありまして、その使ひわけがかなり複雑であります。同じオと發音する假名でも、「大きい」の最初のオには「お」（「おくやま」の「お」を用ゐ、二番目のオには「ほ」を用ゐ、「青い」の二番目の音のオには「を」（「ちりぬるをわか」の「を」を用ゐ、「葵」の二番目の音のオには「ふ」を用ゐます。又同じ「ふ」の假名を「買ふ」の時には「ウ」とよみ、「たふれる」（倒）の時にはオとよみます。「けふ」（今日）の時は上の字と合して「キョー」とよみ、甲乙丙の時には「かふ」と書いて「コー」と讀みます。「急行列車」の急は「きふ」と書いて「キュー」とよみます。「う」の假名も「牛馬」の「牛」の時には「ウ」とよみ「馬」の時にはウマと書いて *uma* とよみます。

今日社會一般に正しい假名と認められてゐるのは、以上三つの方法の中、第三のもの即ち歴史的假名遣であります。これは今申しましたやうに、かなり複雑なものでありまして、實際に於ては、誰でも皆之を正しく用ゐてゐるのでなく、随分誤つた假名を書く事もあります。小學校や中學校の教科書の類も、この假名遣を用ゐてをりますし、政府の法令の類もこの假名遣に従ひ、新聞など

も、大體この假名遣により、たま／＼間違ひがあつても、それは少數で例外と見るべきであり、また、多くの人々は、十分この假名遣を知らない爲、間違つた書き方をする場合があつても、その自分の書き方が正しいので、之と違つた正しい假名遣の方が間違つてゐるとは考へてゐません。又、一部の人々は、發音に隨つて書くといふ主義（即ち前に擧げた第二の方法）を正しいと主張して實行して居りますけれども、これは、現今では、只一部の人々にとゞまつて、一般には認められて居ませんから、只今のところで、正しい假名遣と見るべきものは、第三の方法によるもの即ち歴史的假名遣であるといふべきであります。唯、その假名遣の知識が徹底してゐない爲に、正しい假名遣がわからず、讀めさへすればよいといふので、間違つた假名遣を用ゐる場合があるといふのが現在に於ける實狀であると思はれます。

この假名遣は、かなり面倒なものでありますから、之をすべて發音の通り書く方法に改めようとする考や運動が、既に明治時代からありまして、時々世間の問題となり、現に一昨年も、この論の可否について新聞や雜誌の上で論争がありました。しかし、將來はとにかく、今日に於ては右に述べたやうに歴史的假名遣が一般に正しいものと認められてゐると見るべきでありますから、この現に行はれてゐる假名遣について、もうすこし説明したいとおもひます。

現行の假名遣は、江戸時代の元祿年間に契沖阿闍梨が定めたものに基つて居るのであります

が、契沖は決して勝手にきめたものではなく、平安朝半以前の假名の用法に基づいてきめたものがあります。この時代には片假名平假名が出来て盛に行はれたのでありまして、「いろは」で區別するだけの四十七字の假名は、すべてをそれ／＼違つた發音をもつてをり、現今では同音に發音するいとゑ、えとゑ、おとをも皆別々の音を示してをりました。即ち四十七字の假名が大體に於てその當時の言語の發音を代表してゐたのであります。平安朝半以後になると、これ等の音が變化して同じ音となり、それ等の音の區別は失はれました。もつと古く奈良朝の頃まで溯ると、これ等の區別はあります、その外に、なほ假名では區別しないやうな音の區別がありました。たとへば、「け」でも「武」や「叫」の「け」は「竹」や「酒」の「け」とは別の音であつたと認められます。この區別は平假名片假名にはないので、假名遣の問題とはなりません。これ等の音は、平安朝に入つては同音となり、假名の出來た時代には同じ假名で書かれたのであります。又奈良朝から平安朝の極初めまでは、ア行のエとヤ行のエの區別、即ちエ(e)とイエ(ye)の區別があつたのでありますが、この區別も、假名では書きあらはされないのであります。(例へば「獲物」のエはe「笛」「枝」のエはyeでありました。)

それ故、契沖のきめた假名遣は、平安朝の半以前の言語の發音の状態を代表するものであります。この時代には、現今同じ發音であつても、違つた假名で書くものは、違つた音であり、今は違つた

音でよむものでも、同じ假名で書くものは、同じ發音でありました。それが、それ以後の音變化の結果、假名と音との間に相違が出來たのであります。犬のイは「い」（「いろは」の「い」）であり、田舎のイは「ゐ」（「ならむゐる」の「ゐる」）でありますが、「い」は古くはイ（i）の音、「ゐ」はウィ（wi）の音であつたのであります。それが後になつてウィ（wi）がイ（i）と變化して、どちらも同じiの音になりました。これによつて觀ますと、この假名遣は平安朝半以前の言語の發音を代表してゐるものであります。ところが、右のやうな發音變化の結果、もと違つた音が同じ音になり、又同じ音が違つた音になつたにもかゝらず、その假名は昔のまゝの假名を用ゐるのを正しいとして之を守つて來た爲に、發音と假名との間に相違を生じ、違つた假名を同音に發音し、又同じ文字を違つた音でよむといふ事になつたのであります。

かやうに、日本語の發音の變化は、假名と音との間に不一致を生ぜしめる原因となつたのであります。これがまた假名遣なるものを生ぜしめる原因となつたのであります。日本語の音の變化が假名遣とどういふ風に關係してゐるかを猶少し考へて見たいと思ひます。

平安朝以前に於ても、前述べた如く音の變化はありましたが、その時代には假名遣の問題は起らなかつたのであります。これは萬葉假名のみを用ゐた奈良時代には、假名は同じ音ならばどんな字を用ゐてもよいといふ主義で用ゐられたのであります。平安朝に入つても、同じ主義が行はれた

爲、古くは發音に區別があつても、既に同音となつた以上は同じ假名と認めて用ゐたからでありまして、かやうな時代に於ては、假名遣の問題などは全く起らなかつたのであります。

平安朝に入つて、片假名平假名が出来て、次第に廣く用ゐられるやうになりましたが、平安朝以後、言語が次第に變化して、イキヒ、オヲホ、エエへ、ワハ、ウフなどが同じ發音になり、ウマやウメなどのウも m 音となりましたが、假名に書く場合には、これまで通りの假名を用ゐる事が多く、假名と發音との間に違ひが生ずるやうになつたと共に、時には實際の發音の影響を受けて發音通りの假名を用ゐる事もあつて、假名の混亂が生じ、同じ語が人により場合によつていろ／＼に書かれるやうになり、鎌倉時代に入るとますます／＼混亂不統一が甚しくなりました。この時、和歌の名匠として名高い藤原定家が、この假名の用法を整理統一する事を企て、所謂定家假名遣の基礎を作りました。こゝにおいてはじめて假名遣といふ事が起つたのであります。定家卿が定めたのは、「をお、いるひ、えゑへ」の八つの假名づかひであつて、まだ不完全でありましたが、その後吉野朝時代に、行阿といふ人が、ほ、わ、は、む、う、ふ、の六條を補ひました。

言語の音の變化がこゝまでに及んで、はじめて假名遣といふ事が注意されるやうになつたのであります。音の變遷はその後もたえません。即ち室町時代までは、ジとヂ、ズとヅの區別があり、又、アウ、カウ、サウの類の「オー」と、オウ、コウ、ソウの類の「オー」との間にも、發音上區別

がありました。江戸時代には、この區別がなくなつて、それ／＼同音になつた爲に、これ等の假名遣が問題となるやうになりました。江戸初期以來の假名遣の書には、これ等の假名遣が説いてあります。

その後江戸時代に於て、菓子、^{クワ}、^{イシクワ}因果などのクワ、グワ音がカ音に變じましたので、又その假名遣が問題となりました。

かやうに音が變化して行くに従つて、假名遣の範圍がひろまつて行つたのであります。さうして今日の假名遣に於て見るやうな、いろ／＼な條項が生じたのであります。

要するに、假名遣といふものは、音の變化によつて起つたもので、現行の假名遣は、或程度まで、過去の日本語の音聲の状態をあらはし、その變遷の跡を示してゐるものであります。ことばの起源や歴史などを知る爲には有益なものであり、古い書物其他を讀むにも必要なものであります。

西洋の國々では主として、ローマ字をもつてその國語を書きますが、その場合に、綴字法（スペリング）といふ事があります。これが日本語に於ける假名遣に似たものであります。ローマ字は日本の假名と同じく音を表す文字であり、同じ音をあらはすにいろいろの書き方があり、どんな文字で書くかは、語によつてきまつてゐる事など今の假名遣と同じことであります。さうして、西洋語の綴りは、やはり、過去の發音を代表してゐるのであつて、その發音の變遷の結果、文字と發音と

の間に不一致が出来た事までも、日本の假名遣と同じことであります。たゞ違つた點は、西洋のスペリングは、どんな語に於てもある事でありますが、日本の假名遣は、假名が違つても同音である場合や、同じ文字に二つ以上の読み方があつて、用ゐる場所が疑問になる場合にかぎられ、さうでない場合、たとへば、アサ(朝)やヒガシ(東)などの場合には全然關係がない事であります。

假名遣意見

森
鷗外

私は御覽の通り委員の中で一人軍服を着して居ります。で此席へは個人として出て居りますけれども、陸軍省の方の意見も聴取つて參つて居りますから、或場合には其事を添へて申さうと思ひます。最初に假名遣かなづかひと云ふものはどんなものだと私は思つて居るか、それから假名遣にはどんな歴史があるかと云ふことに就て少し申したのであります。既に今日まで大槻博士おほつき、藤岡君等のやうな老先生、それから専門家の芳賀博士等が斯う云ふ問題に就いては十分御述べになつてありますから、大抵盡きて居ります。それから當局の方でも又調査の初めから此事に關係して居られる渡部君の如きは詳しい説明を致されました。其外達識なる矢野君の如き方の議論もありました。又自分の後に通告になつて居ります中には伊澤君のやうな經驗のある人もあります。又其の他諸先生が居られる。然るに私が斯んな問題に就いて此處で述べると云ふのは誠に無謀であつて甚だ鳥許はなはがましいやうに自分でも思ひます。併し私は少し今まで聴いたところと觀察が違ひますので、物の見やうが違つて居りますので、それを述べて置かぬと云ふと、後に意見が述べにくいのであります。それゆゑ已むことを得ず申します。

一體假名遣と云ふ詞は定家假名遣などと云ふときから始まつたのでありませうか。そこで此物を指して自分は單に假名遣と云ひたい。さうして單に假名遣と云ふのは諸君の方で言はれる歴史的の假名遣すなは即ち古學者の假名遣を指すのであります。而も其の假名遣と云ふ者を私は外國の

Orthographie と全く同一な性質のものとして認定して居ります。芳賀博士の奇警なる御演説によると外國の者とは違ふと云ふことでもございましたが、此點に於ては少し私は別な意見を持つて居ります。主にも違ふと云ふことの論據になつて居りますのは外國の Orthographie は廣く人民の用ゐるものである、我邦の假名遣は少數者の用ゐるものであると云ふことであります。併しさう云ふやうに假名遣が廣く行はれて居らぬと行はれて居るとの別と云ふものは、或は其の國の教育の普及の程度にも關係します。又教育の方向、どう云ふ向きに教育が向いて居るかと云ふことにも關係しますのであります。元來物の性質から言つて見れば外國の Orthographie と我が假名遣とは同一なものである、同一に考へて差支ないやうに信じます。一體假名遣を歴史的と稱するのは或る宣告を假名遣に與へるやうなものであつて私は好まない。一體假名遣を觀るには凡そ三つの方面から觀察することが出来るやうと思ひます。即ち一は歴史的の方面である。一は發音的即ち Phonetic の方面である。其の外にまだ語原的即ち Etymologie から觀ると云ふ見方がございますけれども、是れは先づ歴史的と或る關係を有つて居るやうに思ひます。一國の言葉が初め口語であつたのが、文語になる時に、此の日本の假名のやうに音字を用ゐて書上げると云ふ、さう云ふ初めの場合には、無論假名遣は發音的であるには違ひない。然るに其の口語と云ふものは段々變遷して來る。一旦書いたものが其の變遷に遅れると歴史的になる。そこで歴史的と云ふことが起つて來ます。それであるから何の國の假名遣

でも保守的の性質と云ふものを有つて居るのは無論である。日本のも同様と思つて居る。さうして見れば之に對して改正の運動が起つて來ると云ふことは無論なのであります、必然の勢であります。又それを改正しようと云ふには發音的の向きに改正しようと考へるのは是れも亦必然の勢であります。此側の主張は殊に大槻博士の御説が最も明瞭に、最も純粹に私には聴取られました。假に今日發音的に新しく或る假名を定められたと考へませう。さうしたならば此の新しい假名遣が又間もなく歴史的になつてしまふのであります。語原的と申す意味を此處に説明しますると云ふと、是れは歴史的と密接の關係を有つて居ります。外の國の Orthographie に於て語原的と云ふことには一種の特殊な意味を有たせてあります。一例を以て言ひますると、國語の「すう」と云ふことは之を「すゑ」と云ふときには和行の「ゑ」を書く。是れは獨逸の例で言ひますと、獨逸で「愛する」と云ふ詞で lieben と云ふ動詞があります。之れを形容詞にすると lieb となります。けれども「プ」の字を書かずに「ブ」の字を書いてある。斯う云ふ意味に假名遣の發音と相違する點を、主にも語原的と外國では申して居るやうであります。斯う云ふ側のことを藤岡君の音義説に於て五十音圖に照して御説明になつたのであります。一體本會の狀況を觀ますると云ふと、抑も假名遣と云ふもの存在からして疑はれて居る。有るか無いか有無の論、少くも定つて居るか定つて居らぬかと云ふ不定の御論があるのである。當局は兎に角極つた假名遣と云ふものはあるものだとお認めになつて居りま

す。併し芳賀博士の如きは、三宅博士にお答になつた言葉で見ると云ふと、多少條件付で假名遣の存在を認めて居られるけれども、殆ど極つて居らぬと云ふやうな風に御述べになつて居るやうに聴きました。其の極つて居らぬと云ふのは少數者しか用ゐて居らぬと云ふ意義であつたやうに聴きました。之に就いては私は後に又自分の意見を申します。自分は假名遣と云ふものは、つきり、存在して居るもののやうに認めて居ります。契沖けいちゆう以來の古學者の假名遣と云ふものは、昔の發音に基いたものではあるけれども、今の發音と較べて見ても其の懸隔が餘り大きくはないと思ふ。即ち根底から之を破壊して新に假名遣を再造しなければならぬと云ふ程懸隔しては居らぬやうに見て居ります。凡そ「有物有則」でありまして口語の上おほよに既に則と云ふ者は自然にある。此の則と云ふことは文語になつて來てから又一層精しくなるのであります。世界中で最も發音的に完全な假名は古い所では Sanskrit の音字、新しい所では伊太利の音字だと申します。而も我假名遣と云ふものは Sanskrit に較べてもそんなに劣つて居らぬやうな立派なものであつて、自分には貴重品のやうに信ぜられまする。どうか斯う云ふ貴重品は鄭重に扱つて、縦令たしひそれに改正を加へると云ふにしても、徐々に致したいやうに思ふのであります。Max Mueller の言葉に「口語に頭絡とうらくと韁きやうとを加へて文語を作つて居る」と云つて居ります。馬の頭に掛ける馬具であります。日本の文語に於ける假名遣と云ふもの、此の韁は決して朽て用に堪へぬ様になつて居るのでは無い、まだ十分力のあるものと云ふこ

とを自分は信じて居ります。

そこで假名遣の歴史に付きまして自分の觀察を異にして居る點を二、三申したいと思ひます。古代の假名遣、殊に延暦遷都前の假名遣に付きまして大槻、芳賀兩博士等の御論がありました。其の大意は是れは其の當時の國民普通の口語であつて、是れが此頃出來た出來たての假名で發音的に書かれたものである、國民が皆之れを用ゐて居る、丁度現状の反對である、斯う云ふ風な御論でありました。そこでさう云ふ國民全體が用ゐて居ります假名遣に、本當の存在權があるのである、今日のやうに少數者のものになつては、最早生きて居ない、死物になつて居ると云ふ風に聽取れました。扱さくそれから時が移つて次の期に入ります。遷都後天曆までと限りませう。是れは古事記傳に斯う云ふ境界を立てたのが初めてありませう。天曆まで即ち十世紀頃であります。此間に音便が生じて來たと云ふことは今までの御論にもありました。此の音便と云ふ者は最早是れは文語の衰替の現象である。其の事は本居あたりでも「くづれたるもの」と云ふことを云つて居ります。衰替の現象であります。併し兎とに角かくそれが直に發音的に寫されて居ります。扱とれま是迄の假名は國民の共有物である、此後には少數者の使ふものになつたと云ふことに多くは見られて居ります。併し斯う云ふ古い時代の假名遣が果して國民一般のものでありましたか。此問題に付いては外國の例を較べて見ますと云ふと、餘程疑ふべき餘地があるやうに思ふ。Max Mueller等は Dialect 即ち方言と云ふ詞を斯う云ふ

所に用ゐます。古代に於ては何處の國でも方言は澤山あつた。其の中そ或る者が勢力を得て、それが文語になると云ふと、他の方言は勢力を失ふからして、其の文語の爲に壓倒せられる。斯う云ふ風に認めて居りますが、或は我邦の古代でも文語になつて居る言葉の外に澤山の方言があつたのであるまいかと思ふのであります。さうして見ると假名遣は既に出來た初めから少數者の假名遣を多數者に用ゐさせるものではなかつたらうかと云ふ疑があり得ると思ひます。古い拉ラテン甸語の如きはあれは Latium の中の Roma の中の上流者の言葉である。それを Livius Andronicus などの力で文語として、それを編成して、そこで拉甸語と云ふものが段々に歐羅巴全體ヨオロッパにまで行はれるやうになつたと論じて居ります。或は日本の初めからそんなものではあるまいか。さうして見ると云ふと、昔の假名遣は國民全體の用ゐたものであるから是れは存在する權利があるが、今日は少數者が用ゐるからさう云ふ權利がないと云ふ議論は、或はさう疑も無い事實としては認められぬかとも思ふ。それから中世になりました次第に此の一旦定つた文語の衰替を來し、言葉が亂れる、それを正さうと思ふ個人の運動が起つたのであります。先日も御引きになつた藤原基俊はうけんの保延のころ即ち十二世紀の「悦目抄」の假名遣、初て此の假名遣で詞の上中下に置く假名と云ふやうなことが出來ました。次いで所謂定家假名遣が出來て參りました。定家假名遣と云ふのは定家卿が「拾遺愚草」を清書させるときに大炊介親行おほひのすけと云ふ人に之れを命じた、其の親行が書き方を定めたこと云ふことに傳はつ

て居ります。世間に流布してゐる定家假名遣と云ふものは親行の孫の行阿の「假名文字遣」に據るので、是れには種々な版があります。假名遣と云ふ語は一體其の邊から起つたのでありませう。此の定家假名遣と云ふものを國語の變遷に伴つて發音的に作つたものだと云ふやうに見た人も前からあります。けれども、どうもさうでないやうに思ふ。兎に角素直に發音に従つて作つたものでない、いろ／＼な理窟がある。例へば四聲に由ると云ふやうなことを盛んに説いてあります。此四聲と云ふものに依つて定める定め方は頗るこじつけではあるまいかと思はれます。芳賀博士も獨斷だと仰しやいましたが、餘程獨斷でございませうと思ひます。醫者の本を見ますと、中頃に陰陽五行を以て有ゆる病氣のことが説明してあります。丁度あゝ云ふ氣持がします。一體此中頃の定家假名遣と云ふものを國語の變遷と見るべきでありませうかと云ふことが問題であります。一體國語の變遷と云ふものは無論口語即ち方言にのみ有る筈である。是れはさうではなくして文語だけの一時の現象である。變遷と云ふことを Mueller は二つに別つてをりまして、言葉が本當に生長するのが本當の變遷である、それから言葉が衰替して來るのは別であると云つて居りますが、無論生長と云ふことは口語にしか無いのでありまして、假名遣にはないのでありますから、さうして見ると衰替現象であるのは明白であります。此の衰替の中でも殊に定家假名遣などは或時代の一の病氣のやうに見られるのであります。芳賀博士は少し之に付いて杞憂を抱いて御出でになる。それは若し斯う云ふ

時代の中世の變遷を認めなかつたならば、鎌倉以後の文學が度外視せられはすまいかと云ふのであります。其の主なる證據は所謂「いひかけ」が證據になつて居る。是れは私はさうは思ひませぬ。「いひかけ」と云ふものは古代は少かつたのであります。萬葉集あたりは極く少い。「名が立つ」を「立田山」にかける等、成程皆同音である。同じ音でなければ「いひかけ」になつて居ない。然るに既に定家卿より前にも、是れが變化して來まして、變つた音の「いひかけ」がある。俊成卿は逢ひと云ふ波行の「あひ」を草木の和行の藍あゐに、其の外戀を木居こゐにかける。こんな「いひかけ」が出て來ます。是れが成程定家假名遣の出た後には愈々盛んになつて來て居りますけれども、是れは單に修辭上 Rhetoric 上の問題であります。昔は同音の「いひかけ」と云ふものがあつたのに、後世に至つて類音の「いひかけ」が出來たと斯う認定すれば、それで足つて居るのであります。之に付いて何か後世の人が極まりを付けようと思ふならば、上からかかつて居る假名に書くか、下で受ける方の假名に書くかと云ふことを極めて置きさへすれば、其位な規定を書方に設けたならば、之を認めて置いて一向差支さしかへない。類音の「いひかけ」が新に修辭上に出來たと思へば何の差支もありませぬ。それから定家假名遣と云ふものは、是れは少數者の用ゐたものであると云ふことになつて居ります。之には多少異議を挟み得るかも知れませぬ。北朝の文和、北朝の年號に文和と云ふのがあります、十四世紀の頃、彼の文和の頃に權少僧ごんせうそうづ都成俊が萬葉集の奥書をしました。それに「天下大底守てんかたいて、かのしままもり彼式、

これじよなるやからひとりとしてこれなし
而異之族一人而無之、「彼式」と云ふのは定家假名遣であります。一人も之れに従はぬ者はないと云つて居りますけれども、併し此の天下と云ふのは詰り教育のある或る社會を指したのでありませうから、成程定家假名遣を國民全體が用ゐたと云ふことにはなるまい。是れは多分少數でありましたでせう。それから古學者の假名遣が出て來ます。前に申しました成俊の萬葉集の奥書などを見ますると云ふと、既に假名遣の復古を企つて居ります。自分の古い假名遣を使ふのを「僻案」だと云つて謙遜して居るけれども、兎に角古い假名遣に由つて假名を施した。それに次いで契沖の「和字正濫抄」、これは元祿六年の序があります、十七世紀の頃であります。是等が先づ復古の初りでありまして、其の後の歴史は私が此處で述べる必要はありません。芳賀博士は之れを Renaissance だと云はれました。成程適當のことと思ひます。丁度西洋の復古運動と同じ性質を有つて居るやうに思ふ。此の復古の假名遣は勿論發音的に改正したものではありません。若し定家の假名遣が國語の變遷であつたならばそれを元へ戻さうとする此の復古運動と云ふものは、非常な不道理なものに違ひない。併し前に申します通り定家假名遣と云ふものは一時の流行病であつたから、それを治療しようと思つて和學者が起つたのだらうと私は思ふ。尙ほ進んで考へますると云ふと、發音的の側から見ると、定家假名遣よりか、復古の假名遣の方が餘程發音的なやうに認められます。此の古學者の假名遣も、勿論諸君のお認めになつて居るやうに少數者の用にしかならないのであります。そん

なら其の他の一般の人民はどうして居つたかと云ふと、或は定家の式に従つたと認める人もありませう、或は何にも據らず亂雜に書いたと云ふことも認められませうと思ひます。斯う云ふ統計は殆ど不可能であります。無論定家の假名遣で書くと云ふ人は物語類でも讀むとか、北村季吟などが作つた「湖月抄」とか、あゝ云ふ物でも讀んで居る人の上であつて、其外は矢張亂雜でありませう。又漢學の方に主にも力を入れる人は假名遣などは構はぬと云つて亂雜に安んじて居つたのでありませう。併し是等が多數のものに行はれないと云ふのは教育の方向、若は其の普及の程度に依つて定まるのではないかと思はれるのであります。そこで假名遣を排斥すると云ふことは極く最近に起つて參りました。斯う云ふ運動にも例の陳勝吳廣ちんしやうくわうのやうなものが早く前からあるのであります。既に南朝の藤原長親ふぢはらのながちか即ち明魏法師みやうぎも假名は心の儘まに書けと云ふことを云つて居ります。それから極く近くなりますと、澤山さう云ふ例があります。漢學者の帆足萬里先生、彼の人は嘉永五年に歿しました。彼の人の「假字考」と云ふものに斯う云ふことが書いてあります。「今の世の假名遣と云ふものは正理あるものにあらず、久しく用るなれぬれば、強て破らんも好からぬ業なるべし、其の掟おきてにたがひたりとてあながちに病むべからず」是れは許容説の元祖とも言へませう。それから井上文雄と云ふ先生があります。明治四年に歿しましたが、此の人の「假字一新」と云ふ本があります。是れも假名は心の儘に書けと云ふのであつて、復古の假名遣を排斥しまして、却つて定家の方に

荷擔して居ります。それから井上毅先生の字音假名遣のこと、是れは當局が此席でも御引用になつて居る。斯う云ふやうな沿革を経て来て、さうして今日の假名遣改正の問題が出て参りまして、頗る堅牢な性質の運動になつて来たやうに思ひます。先づ斯う云ふ沿革だと自分は思つて居ります。是れから少しく自分の意見を述べようと思ひます。最も私が感歎して聞きましたのは大槻博士の御演説でありました。引證の廣いことは固より、總て御論の熱心なる所、丁度彼の伊太利の Renaissance 時代の Savonarola の説教でも聽いたやうな感がしました。私は尊敬して聽きました。併し其の御説には同意はしませぬ。少数者の用ゐるものは餘り論ずるに足らない、多數の人民に使はれるものでなければならぬと云ふのが御論の土臺になつて居ります。併し何事でもさう云ふ風に觀察すると云ふと、恐くは偏頗になりはすまいかと思ふのであります。政治で言つて見ても多數に依れば Demokratie 少数ならば Aristokratie と云ふ者が出て來ます。此の頃の思想界に於て多數の方から、多數の方に偏して考へますと云ふと、社會説などもそれでありました。それから之れに反動して極く少數のものを根據にして主張する Nietzsche の議論などもある。之れに據ると多數人民と云ふものは芥溜の肥料のやうなものである、其中に少數の役に立つものが、丁度美麗な草木が出て來て花が咲くやうに、出て來ると云ふ様な想像を有つて居る。少くも此の假名遣を少數者の用に供する者だと云ふ側から之れを排斥しますれば、其の反對の側に立ちますと云ふと、斯う云ふ風に言

へるかと思ひます。一體古來假名遣と云ふものは少數のものであつたかも知れぬ。又近世復古運動が起りまして、此波動は餘り廣くは世間に及んで居ないに違ひない。併し契沖以來の諸先生が出て來られて假名遣を確定しようとしてられた運動に、之れに應ずるものは國民中の少數ではあるけれども、國民中の精華であるとも云はれる。斯う云ふ意見を推擴めて人民の共有に之れをしたいと斯う云ふやうな議論が隨分反對の側からは立ち得ると自分は信じます。兎に角多數者の用ゐる者に限つて承認すると云ふ論には同意しませぬ。次に當局始め諸君は假名遣の有無を論ずると共に、假名遣に正とか邪とか云ふことはない^と仰しやつたやうに聴きました。渡部主事の御説明は私は初めの日に遅れて出まして半分しか聴きませぬけれども、大變精密な説明でありまして、其の中には自分が斯う言つたらば他の人が斯う言ふだらうが、それは斯うであると云ふやうに、先潜りまでせられまして有ゆる方面の防禦をして居られます。恰も其の老吏獄を斷ずと云ふ様な工合、或は Sophist の論とでも云ふ様な工合に、大變巧みに出來て居りまして、御苦心の程を察するのであります。是れも十分の尊敬を拂つて聴きましたけれども、是れも同意は出來ないのであります。一體正邪と云ふことを説きますは甚だ聴苦しいことでありまして、所謂芳賀博士の言はれた愛國説などにも關係を有つて來る。一體道義のことなどを口にすることは聴苦しい。口で忠義立をする程卑しいことはありませぬ。哲學者の Theodor Vischer が云ひました、*das Moralische versteht sich von selbst* と

云ふことがある。道義上のことは言を俟たない。これを口癖に Vischer は言つて居ました。そんなことを言ふのは一體要らないことである。併し國運の消長が言語に關係を有ち又言語の精華たる文語に關係を有つて居る、隨つて假名遣にも關係を有つて居ることは明白であります。獨逸の如きは新假名遣の運動が盛んに起りまして學校等で随分廣く用ゐるやうになりましたけれども、Bismarck の生涯、公文書にだけはつひ／＼新假名遣を排斥し通した。あゝ云ふ豪傑でありますから何か深い考があつたかも知れませぬ。當局の御説明に倫理には正とか邪とか云ふことがあるけれども、假名遣にそんなことがないと云ふやうなこともありましたが。けれども倫理だつても矢張變遷は始終あるもので、吾々が仇討とか腹切とか云ふことに對してどう云ふ倫理上の判断を有つて居つたかと云ふことは、今日と前と較べれば大變な違であります。倫理に於てどんな Authority をも認めないとなりますと云ふと、終には善惡の標準がないと云ふやうな騒ぎになります。私も假名遣に絶對的に正と邪があるとは云ひませぬ。併し前にも申します通り口語こそ變遷を致しますけれども、文語に變遷と云ふことはないのです。衰替現象で變つて來るのでありますからして、口語の變遷を何時も見て居て、其中固つた所を拾ひ上げては假名遣を訂して行くと云ふ様なことならば、漸を以てしても宜しからうと思ひますけれども、其の文語に定まつて居るものは正として、之を法則として立つて置いて宜しいかと思ふのであります。芳賀博士も此の正邪に就いて御論がありまして、河の

流の比喩^{ひゆ}を御引きになりました。河の流が今日流れて居る處は昔から流れて居る處ではない、必ず河流の方向は變つて居るだらう、さう云ふ變遷の如く此の假名遣の事も考へねばならぬと云ふやうに言はれました。丁度 Mueller の書いたものに矢張り同じやうな譬^{たとへ}があります。言語を河に譬へてあります。言語は流水の如きものであつて必ず變遷する、そこで之を文語として固めてしまふと云ふと、池水のやうになつて腐る、それが腐つてしまふと云ふと、初め排斥せられた方言が何處^{どこ}かに残つて居て、下行水と云ふやうな風に、何處かに残つて居つて、そのものが何時か頭を持上げて革命的に新しい文語が起つて來る。斯う云ふ譬を引いて居ります。故に此の池水のやうに文語が腐らないやうに假名遣を訂すのは必要でありますけれども、一旦文語となつたものは是れは法則である、正しいものであると云ふことを認めて宜しいかと思ひます。Mueller は同じ工合に又他の譬を使つて居ります。土耳其王^{トルコ}は子供の時に遊友達があると云ふと、自分が位に即くと友達を絞殺してしまふ、自分が一人で權を握る。併し言葉は或る方言が勢力を得て文語になつても、同時に其の附近に行はれて居つた方言が皆殺されてはしまはない、何處かに活きて居る、活きて居つてそれ等がいつか革命運動を起す。斯う云ふ風に言語のことを觀察するが宜しいと、斯う云つて居ります。兎に角土耳其の王が王になれば、それが一つの正統な王である。今のやうに腐敗して來て革命的なことが出て來ると云ふことを防ぐには、新しい貴族を作れば好い、新華族を作るやうにして、ぼつ／＼腐

らないやうにして行けば宜しいかと思ふ。口語の廣く用ゐられて來るやうなものを見ては之れをぼつ／＼引上げて假名遣に入れる。さう云ふやうになち相を取つて行くのが一番好い手段ではあるまいかと思ふのであります。私は正則と云ふこと、正しいと云ふことを認めて置きたいのであります。

ところが古い假名遣は頗るかろん輕ぜられて、一體に Authorities たる契沖以下を輕視すると云ふやうな傾向がございますが、少數者がして居ることは詰らぬと云ひますと云ふとどうでせう。一體倫理などでも忠孝節義などを本當に行つて居るものは何時も少數者である、それが模範になつてそれを廣く推及ぼして國民の共有にするのであります。少數者のして居ることにもう少し重きを措くのが宜しいかと思ふ。古學者などの Authority はさう云ふ風に排斥せられると同時に、單に井上毅先生の字音假名遣説は殆ど金科玉條として立てられるやうでございませうが、あれも餘りさう結構な御論ではないかと思ふのであります。一體漢字を假名に書くのは「易やすきに由る」のだと云ふのが井上毅先生の議論であります。併し假名に書くのは易やすきに由ると云ふのを本にすべきではあるまいかと思ひます。何處の國でも國語の中に外國の語が入つて來て國語のやうになる。そこで日本では漢語が國語になる。其の道中の宿場の様になつて、假名で書いたものが行はれるのであります。中に全然國語になつたものもある。誰も知つて居る文の「ふみ」、錢の「ぜに」の類である。中には消息「せうそこ」などと云つて、是れも殆ほとんど假名で通用する國語のやうになつて居る。さう云ふ字は假名遣を

廢して「しようそこ」と書いては分りにくいことになつてしまひます。其の外井上先生の今の支那音に引當てての御論と云ふものも餘り正確なものではないかと思ふ。要するに正だとか邪だとか云ふことが絶對的に假名遣にあるとは申しませぬけれども幾分か正しい側と云ふことがあるだらうと思ひます。西洋語の Orthographic の orthos は正と云ふことであります。正しく書く法を Orthographic と云ふ。詞などと云ふやうなものも人の思想を表出するものであるから、正しいと云ふ詞を用ゐるのであります。正しいと云事は言へると思ふ。それから此の正と邪との關係と云ふことに連係しまして街道の譬と云ふものが頻りに本會に於て行はれて居る。昔の假名遣は舊街道である、其處へ持つて行つて發音的の新しい假名遣が作られる、是れは便利なる横道である、何も舊い街道を正道として便利な新しい假名遣を邪道とすることはないと云ふのであります。此の話は少しく自分の見る所では事實に違つて居る様であります。決してさう云ふ便利な新しい道が出来て居らないのであります。例之は「つくゑ」と云ふ詞を見ましても、此 w の子音に當る「う」と云ふ音、是が響かないのであります。其の響かないのを發音的に書くならば、誰が書いても「つくえ」と阿行の「え」を書いて居る筈であります。それならば新しい道が出来て居る譯で、それを認めてやつても宜しい譯であります。併し實際人の書いたのを見ましても、机の「ゑ」は阿行の「え」を書いたり、和行の「ゑ」を書いたり、波行の「へ」を書いたり、有ゆる假名を使つて居ります。さうして見ると人民一

般は田とも云はず、島とも云はず、道の無い所を縦横に歩いて居るのであります。實に亂雜まじまじ極つて居る、むちや、であります。そこで若し文部省に於て新しく發音的に訂して行きまして、阿行の「え」を書くと云ふ新道を開きますと云ふと、さうすると今度は道が二條出來ます。人民は又二條のどれにも由らずに縦横に田島を荒して歩くかも知れないと思ふ。却て問題は複雑になつて來る。さう云ふ關係は獨り此の假名遣のみではありません、文法てにを弓爾乎波にもございます。例之ば文部省で許容になつて居ります。「得せしむ」と云ふ弓爾乎波がある。あれは「得しむ」と云ふ詞である。併し口語では決して「得しむ」も「得せしむ」もない。口語では「得させる」斯う云つて居る。「得さす」と云ふ詞になつて居る。だから口語の變遷即ち言語變遷には何の關係も無くして「得せしむ」と云ふ詞が生じて來た。何故生じて來たかと云ふと、是れは言語の變遷ではない、是れは文盲から生じて來たのである。「得しむ」と云ふ詞を知らない人が「得せしむ」と云ふ詞を書いた。例の惡口の歌に「伊勢をかし江戸ものからに京きこえししとせしとは天下通用」と云ふ間違をひやかした歌があります。丁度あゝ云ふ譯で一時流行して來たのであります。斯う云ふことは又弓爾乎波ばかりではない、漢字にもあります。私は勿論何にも知らない、漢字も知りませぬ。併し模糊もごなどと云ふ語はどの新聞を見ても「も」の字が米へんになつて居りますが、あれなどは木へんだと云ふことであります。斯う云ふのを一々變遷だと認めて來ると今度は新しい漢字までも拵しらへなければならぬことにな

つて來ようかと思ひます。兎に角私は今便利な新道が出来て居ると認めるのは觀察を誤つて居るのではないかと思ふ。それから街道の比喩に對して芳賀博士は又別な比喩を出されました。舊い街道は是れは街道ではない、廢道になつてしまつて居るのである、荆棘いばらが一杯生えて居つて、それを古學者連が刈除いて道にしようと思つたけれども、人民は従つて行かない。斯う云ふやうな比喩を出されました。私共の立場から見ると云ふと、此の假名遣は昔も或は國民の皆が行つた道ではない、初めも或少數者の行つた道であらう。それが段々に大きい道になつて來たのである。縦令たとひ中頃定家假名遣がออกมาして、一頓挫を來しましても少し荆棘が生えましても、荆棘を刈除いて、元もとの道を擴げて、國民が皆歩むやうな道にすると云ふことが、或は出来るものではないかと云ふやうな、妄想かも知れませぬけれども、想像を自分は有つて居ります。何處の國でも言語の問題に付いては、國語を淨きよめようと云ふことを一の條件にして調査をするのであります。其の國語を淨めると云ふ側から行きますと云ふと、此の假名遣の道を興すのが一番宜しいかと思ふ。元の假名遣を興して、其の中へ新しい假名も採用する。それには先づ舊街道の荆棘を除いて人の善く歩けるやうにしてやります。そこへ持つて行つて文明式の Macadam 式の築造をしようとも Asphalt を布かうとも、何れでも宜しいと云ふ考であります。

それから街道の比喩と共に許容と云ふことが先頃から問題になつて居ります。此の許容と云ふの

は Tolerance だと云ふ説明を聴きました。例之ば國で定つた宗教がありまして、人民が外の宗教を信じてもそれを許容する。それが Tolerance である。Tolerance と云ふことを使はれる場合は多くは何か正則なものが先きへ認めてある。正則のものがなくて Tolerance と云ふことはありませぬ。彼の弓爾乎波てにをの許容になりましたときなどは、まだ元の語格を正則にしてある。それに背いて居る弓爾乎波を許容する。斯うなつて居ります。「得しむ」は正則である、「得せしむ」は許容すると云ふのでありますから、趣意は能く分つて居ります。此の比例が假名遣になつてから狂つて來ました。元の假名遣を正則にして發音的に新に作る假名遣を許容するなら宜しい。然るに發音的に新造する分の假名遣を正則にして、教科書に用ゐるのでありますと、それは許容ではない。之に就いては度々諸方から議論がありました。少し野卑なことを申しますけれども、此度の假名遣に於けるところの許容と云ふことは、稍々やとんちんかんだと思ふのであります。此の許容に就きまして、どうも私共の見る所では、世間に便利な道が出來て居るから許容すると云ふ、其の便利な道が出來て居ると云ふ御認定が、稍々大早計である。早過ぎる場合が多いやうに思ふのであります。例之ば「得せしむ」と人が書いたところが、それを直に採上げて是れが言語の變遷であると云つて、是れが便利な新道であると云つて、御認めになつて御許容になる。そんな必要はないかと思ひます。文盲の人があつて「得しむ」と云ふ語を知らないで「得せしむ」と書く。決して「得しむ」が不便だから「得

せしむ」にしようと思つて書くのではないのであります。さうすると新聞や小説でもさう書く。それが媒介になつて次第に擴がる。是れも古びが着いて一つの歴史的のものになれば、誤謬ごびょうから生じた詞でも認めなければならぬのでありますけれども、それを急いで認めることはどうも宜しくないかと思ひます。例之ば氣の狂つた人があつて道もない所を奔はり、衆人が附ついて行く。直にそれを是れが道だと云つて、大勢が附ついて行くから道だと云つて直にそれを道にすると云ふのは、少し其の仕事が面白くないかと思ふ。間違を人のするのを跡を追駈かけて歩いて居るやうに、吾々の立場から見ると見えるのであります。斯う云ふ工合で行きますと、例の漢字の間違なども、どうかすると流行つて来る。其の跡を追駈かけると云ふと、新しく嘘の漢字の辭書を作らんければならぬ。嘘字うそじ盡くを作ることに成りはせぬかと思ひます。何處の國でも國語のことを調べるときには、國語を淨めると云ふことを運動の土臺にして居ります。それに反して斯う云ふ風な仕事をしますのは國語を濁すのであります。勿論初め誤から生じましても、前に申します通り、時代を経て古びが着いて自然に新しい國語のやうになつたと云ふ場合には、無論それを取るべきであります。丁度華族のお仲間お仲間に新華族が出來て来るやうな譯であります。それは國語の歴史にも先例がある。例之ば「あらたし」と云ふ語がある。是れが「あたらし」となる。斯う云ふのは是れは口語の變遷へんせんに基いて新しい語を認めたのであります。それから同じ許容になつて居る互爾乎波ごにるはの中でも「せさす」を「さす」

にするやうなことは、是れは口語の方で久しく一般に行はれて居る。斯う云ふのは是れは認めて宜しい。それから種々の漢語の字音に就きまして、間違の例が今までも引かれて居りますが、例之ば畜生と云ふのは本當は「きうしやう」だと申します。さう云ふのは「ちくしやう」と云ふ國語と認めて宜しい。新しい語で言ひましても、輸出しゅしゅつを「ゆしゆつ」と云ふ。此の位に固まつて來れば國語と認めるのに異議はないのであります。併し餘り早まつて認定をしないで、少しづつ徐々に認定をするのが至當な方法であらうと思ふのであります。さう云ふやうに私は少數の人が用ゐて居つても、其の少數の人が國民の精華とも云ふべき人であるならば、其の用ゐて居るものを廣く國民に及ぼすと云ふことを圖りたいと云ふ考であります。

此考に付いて最も芳賀博士などのお説とは衝突を來たすのであります。芳賀博士は必要不必要と云ふことを論ぜられません。多數の用ゐて居らぬものを多數に強付ける必要はないと云ふのであります。さう云ふことをする權能は文部大臣にあるかどうか疑はしいと、斯う云はれるのであります。芳賀博士の總ての御議論は實に達識な御議論であつて、感服して居ります。併し此の必要不必要の論、文部大臣にさう云ふ權能がありや否やと云ふ御論には、少し私は同意が出来ないのであります。言語の變遷は口語の上にあります。それは自然に行はれて行く。文語の方になりますと云ふと、是れは人工の加つたものである。假名遣も同様である。併し文語になつてから初めて言語は完

全になる。言語が思想を十分に表はすと云ふことが初めて文語になつてから完全になる。假名遣は其の文語の方の法則である。若し我邦の假名遣が廣く人民間に行はれて居なかつたならば、それは教育が遍く行はれて居らぬ爲めであらうと思ふのであります。そこで丁度昔初めて假名が出来たときに、それを使ふことを當時の政府が人民一般に施し得た如く、今日の文部大臣が假名遣を一般に教へられると云ふことは正當なる權利と思ふ。權利ではない、義務である。教へなければならぬのであると思ふ。之に反して文部大臣を始め教育の任に當つて居るものは、間違つたことを、正則に背いたことをしてはならぬかと思ふ。昔の話に羅馬の Tiberius 帝が或る時話をして語格を間違へた。さうすると傍に聽いて居た Marcellus と云ふ人が、今のは違つて居ると批難して云つた。さうすると Capio と云ふ人が聽いて居つて、帝王の口から出た言葉は立派な拉甸語であると斯う云ひました。さうすると Marcellus の云ふには、成程帝王は人民に羅馬の公民權を與へることは出来よう、併し新しい言語を作ることは出来ない。斯う云つたと云ふ。正則に反いたことをすると云ふ權能は帝王と雖どもない。これが必要不必要の論であります。

併しながら必要不必要の論の外にもう一つ論があります。假名遣を國民一般に行はうと云ふことは不可能であると云ふ論があります。此の方の側は大槻博士の御論の中になりました。其の中の最も有力なる論據として仰しやるには、斯うして委員が大勢居るけれども委員の中で一人でも假名遣

を間違へないものはないと云ふのであります。實に其の通りでありまして、自分なども終始間違へますけれども、間違つて居ても、間違つたことは人に聽いて訂して行かう、子供にでも間違つて居ないことを教へてやつて、少しでも正則の方に向けようと云ふことを考へて居るのであります。當局に於ては不可能とまでは申されませぬけれども、困難だと云ふことは申されてあります。是れは一般にさう言つて居ります。困難となれば程度問題であつて、不可能ではないのであります。現に當局に於ては假名遣にも人の意識に入つて居る部分と意識に入つて居ない部分とがあると云ふことを言つて居られる。其の意識に入つて居る部分はいたは、つて、存して置いて、意識に入つて居ないものを直すと、斯う云ふ御論であります。併し或るものは意識に入つて居ると云ふことを認めると云ふと、未だ意識に入つて居らない部分も或は仕方によつては意識に入り得るものではあるまいかと思ふ。扱さ古學者が假名遣のことをや、か、ま、し、く、論じて居るのに、例之は本居とほかゞみの遠鏡とほかゞみの如き、口語で書く段になると、決して假名遣を應用して居らぬと云ふことを、假名遣を一般に普通語に用ゐるのは不可能である、或は困難であると云ふ證據に引かれまますけれども、是れは少し性質が違ふかと思ふ。古學者達は文語と云ふものは貴族的なものやうに考へて居りますから、そこで貴族の階級を極く嚴重に考へまして、例之は印度インドの四姓か何かのやうに考へまして、ずつと下に居る首陀羅しゅだらとか云ふやうな下等な人民は、是れは論外だ、斯う云ふ風に見て居りますから、所謂俗言と云ふものを

卑いやしんだ爲めに、俗言のときは無茶なことをしたのであります。若し假名遣を俗言に應用する意があつたならば、所謂俗言を稍々重く視たならば、あんなことはしなかつたらうと思ふのであります。それでありますから芳賀博士が、若し本居先生などが今在つたならば決して假名遣を國民に布くなどと云ふことは云はれないだらうと云はれるのは、同意が出来兼ます。本居先生が今在つたならば、必ずや國民に假名遣を教へようとしただらうと思ひます。本居先生のみならず堀秀成先生の如きも、是れは死なれてから間もありませんぬけれども、若し今日居られたら矢張假名遣を國民に行はうとしたであらうと思ふ。明治の初年に文部省では假名遣を小學校に使用しました。此の結果に就いても私は見方を異にして居る。たしか、江原君でありましたか、存外此の假名遣は兒童に歡迎せられたと云ふことを言はれました。私も其の時はまだ半分子供でありましたが、確に歡迎したのであります。若し彼の時の文部省の方針が確定して動かずに今日まで繼續せられて居つたならば、或は餘程人民に廣く假名遣が行はれて居りはすまいかと思ふ。稍々上の學校、中學以上になつて假名遣を誤る例を頻りに擧げられて、それを以て困難若くは不可能の證明にしようと思はれますけれども、是れは周圍に誤が多い、新聞紙を讀んでも小説を讀んでも、皆亂雑な假名遣である、目に觸れるものが皆間違つて居るのでありますから、縦令學校たどひだけでどう教へても誤まるのであります。併し明治初年から今日まで若し假名遣を正しく教へることを努力せられたのであるならば、餘程新聞

記者や小説家にも假名遣を知つて居る者が今日は殖えて居まして、新聞や小説が正しい假名を多く書くやうになつて居はすまいかと思ひます。さうしたならば中學以上の人などはそんなに間違へずに書きはすまいかと思ふのであります。

それから、然らば假名遣を若し國民に教へようとするならば、どうしたらば好いかと云ふ其の手法手段であります。是れはたしか、黒澤翁おきなまろ磨ああたりの工夫でありませうか、少數のむつかしい、假名から教へて行くと云ふと、後あとの容易やさしいのは自然に分ると云ふ方法があります。今日でも假名遣を教へる人は大抵さう云ふ手段を執るやうであります。一種の記憶法のやうなものであります。斯う云ふ記憶法でありますが、是れなどを猶なほ研究したならば、教へる方法は今日よりも一層完全に出来るかと思ふのであります。假名遣の困難と云ふことに就いては主として字音假名遣のことが擧げられてあります。此の字音のことは洵まじしに困難な問題でありまして、古い所の、古いと云つても是れは十八世紀ではありまするが、僧文雄ぶんゆうの「磨光韻鏡」から以來、本居の「漢字三音考」と「字音假名遣」、文政中の太田全齋の「漢吳音圖」、現存して居られる木村正辭先生の「漢吳音圖正誤」、先づ斯う云ふやうな系統で、字音の研究がしてある。大槻先生の仰しやつた通りに實に是れは頭痛のするやうな本であります。詩を作つたことのない者などには所詮覺えられぬと云ふ御論は尤もに聽きました。併しながら是れも其の極く困難な部分は殆ど大槻博士の御演説の中に網羅まろしてあつたやうに

思ふ。兎に角一場の御演説で困難な部分は網羅し得られるのでありまして、其の外は割合に容易しいのであります。此の字音の假名遣に對する、之に處する道を考へますには、漢語がどの位日本化して居るかと云ふ程度を研究する必要があります。先刻申します通り全く字音が國語に化して居るのがある。それからそれに亞つぎまして、「文」「錢」の外に、あゝ云ふ類の之に準つずべきものがあります。例たとへ之ば「天地」と云ふことは「あめつち」よりか「てんち」の方が行はれて居る。是位に日本化すれば是れは國語と見なければならぬ。それに反して所謂漢字に隠れて居る字音と云ひまするものは、日本化した程度の極く低いものである。字音に隠れて居るから之れを改めることは容易だと云つてありますけれども、字音に隠れて居る程ならば改めないでも宜しいかも知れないと云ふ一方には理由が立ちます。そこでさう云ふ日本化して居る程度の低いものは除いて、十分日本化して居るものを小學等に教へると云ふことになりますると云ふと、字數が自然に限られることとなる。其の少數の字數ならば字音假名遣と雖なども教へられるかと思ふのです。そんなら久しく音の訛つて居るものはどうするか。例たとへ之ば今の「輸出しゅつしゅつ」が「ゆしゆつ」になつて居ると云ふやうなことであります。斯う云ふのは「ゆしゆつ」と云ふ新國語と認めます。是れは音でない、訓だと思へば宜しいのであります。是れは字音としての取扱を停止すれば宜しいのであります。然らば未だ字音の考へられて居らぬものはどうするか。大槻先生は烏帽子の「烏」は「え」であるか「ゑ」であるか

と云ふ疑を御引きになりました。斯う云ふことこそ國語調査會と云ふやうな所で定案を作つて、兎に角一つの案を作つてそれを公認せられることが必要であるかと思ふのであります。

併し困難は獨り字音ばかりではない、國語の假名遣にもあります。此の場合では殊に少數のむつかしい、假名から教へるといふ手段を研究して、其の方法をもう少し完全に作れば、假名遣を廣く教へることが出来ようかと思ひます。諮詢案では「動詞の活用から出て居る假名」と云ふものだけを保存することになつて居りますが、其の御趣意は至極結構な御趣意と思ひます。併し實際の案に表はれて居るところはどうも用意周到でないやうに思ふのであります。例之ば和行の假名を以て言つて見ますと「居る」と云ふ語は假名遣を存して置く。是れが名詞になつて、例之ば坐に居る「位」、「圓居」、「芝居」と云ふ假名になると阿行の「い」になるやうに思はれる。又「据う」と云詞でも「すう」と云ふ假名遣が存してある。「つきする」の「つくる」又「いしする」の「る」になると、是れは阿行になつてしまふ。斯う云ふことがあつて見ると云ふと、どうも境界がはつきりしないやうに思ひます。どうも此の案は未だ十分熟して居るまいかと思ひます。教育團とか云ふもの意見と云ふのが、此の頃新聞に出て居りますが、大いに参考すべきことがあるやうに見受けまゝす。大體の論は私は取りませぬけれども、此の諮詢案に對する教育團の意見と云ふものには宜しいところがあるかと思ひます。又國語の假名遣で未だ考へてないもの、例之ば「くぢら」か「くじら」

か、「たはら」か「たわら」かと云ふやうなことは、是れも先刻の字音と同じく、斯う云ふことこそ國語調査會などで研究せられて其の結果を公認せられたら宜しいかと思ひます。兎に角字音にも國語にも假名遣に困難はありますけれども、凌ぐべからざる程の困難はないやうに思ひます。

そこで自分の意見を尙ほ約めて申しますれば次の通りであります。第一に假名遣は成程性質上から保守的なものである。併しながら發音的の側から見ても大なる不都合があるものとは認めない。夫故に教科書などでは矢張假名遣の正則として之を用ゐられたいと云ふ、此點は陸軍省も一般に其の意見であります。第二は假名遣は發音的に改めると云ふことを爲し得るものである。政府は極く慎重に調査して漸を以て改められるが宜しい。其の時には國語を淨めると云ふことを顧慮して、徐々に直されたい。斯う云ふのであります。それから次に第三に此の假名遣を直すに先立つて、國語にも字音にも假名遣の未定問題があるから、さう云ふことは學者の團體にでも命じて兎に角定めさせてそれを公認せられたい。斯う云ふのであります。そこで此の諮詢案と云ふものはどうも未だ熟して居らぬやうに思ふ。尙ほ附け加へて申したい意見があります。どうか政府に於ては純粹に發音による國語の書き方と云ふことを、一層深く研究せられて、丁度西洋で發音學者、Phonetikの學者がいろ／＼研究して居るやうに國語を成るだけ完全に發音的に書くこと云ふ方法を研究せられたいと斯う思ふのであります。どうも唯今改正案になつて居る發音的の假名と云ふものは發音的でない

所があるやうに思ふ。矢野君でありましたか、斯う言はれました、「かう」だの「こう」だの「かふ」だの「こふ」だのを「こう」と書く、それは矢張發音的に「こお」と「お」の字を書いた方が宜しいと云ふことを言はれましたが、御尤もごもつとと思ひます。古い催馬樂さいばらなどに阿行の母音を後へ添へて書いたやうな例があるかと思ふ。是れなどは寧ろ發音的に書くことと云ふ側からは「こう」と書かずに、阿行の「お」を使つて「こお」と書いた方が宜しいやうに思ひます。其の外發音の必要なる研究の他の例を言ひますと、外國の語を書くときに英語で云ふ「あある」と「える」などは別々に表はされない。是れなども何か符號を以て表はすことが必要である。さうなれば「r」と「l」の音を別々に表はすことが出来ると思ふ。さう云ふ發音的に國語を完全に書く法を十分研究して置かれると云ふと、其中からどれだけのものを採つて假名遣に入れると云ふときの基礎にならうと思ふ。さう云ふ元帳を作つて置いてそれから靜に改正をしたいのであります。それからもう一つ申して置きたいのは、小學などの教育に新しい發音假名を教へると云ふことは是れは混雜の原因となる。それは教へなくても宜しいと云ふことであります。是非小學校の初めから假名遣は正しい假名遣を教へるが好い。教科書は正則の假名遣で書いてやりたい。そこで子供に自身で何か書かせる。書かせる段になると云ふと或は發音的に書くかも知れぬ。其の時に發音的に書いたのを誤としない、それを認めてやる。こんな時の教員の参考には、今云つたやうな發音的の書き方の調査が出来て居つたならば、それを

使用することが出来るだらう。發音的に書いたのを、それを誤には勘定しない、斯うして行きます。さうすると云ふと一向差支ない。是れが本當の許容である。是れなれば許容と云ふ詞は正當に用ゐられて居るのであります。そこで目に觸れるものは悉く本當の假名遣になつて來る。斯の如くにしたならば、段々小學校から中學校に行くに従つて假名遣を覺えるだらうと思ひます。大略斯う云ふ意見であります。

(明治四十一年六月)

日本の文字について——文字の表意性と表音性——

橋本進吉

○國語の現状及び歴史

○國語國字の本來の性質の認識

○國語國字と國民との關係の認識

今日の國民生活に密接なる關係を有し、一日と雖もはなれる事の出来ない漢字と假名とについて、その根本の性質は何にあるか、中にも言語との關係がどうなつてゐるかを中心にして説明してみたといつてもふ。

これは珍らしい事、新しい事ではなく、わかつた事で、或は無用の事と思はれるかも知れないが、實際、我々にあまり近いものは、存外その眞實がわからないものである。國語國字の問題を論ずる人々にもこの危険がある。

文字は言語をあらはすものである。代表するものである。社會的拘束、習慣にすぎず、兩者の間に必然的關係は無いのである。そしてもし言語を表さぬものとするならば文字でなく、唯符號にすぎない。

言語は、一定の音と一定の意味があり、一方から一方をおもひ出させるものである。音は意味を代表する。(兩者は同價値にあらず。目的は意味を他人につたへるにあり、音はその手段として用だつものである。)

文字が言語を代表するとすれば、それは意味を表はすと共に音をもあらはすのである。即ち表意性と表音性との二つの方面があるのである。

これが文字の最も根本の性質であつて、文字を考へるに當つては寸時も忘れてはならない事である。

漢字と假名とは文字としての性質を異にする。漢字は表意文字又は意字とよばれて意味を表はすもの、假名は（ローマ字などと共に）表音文字又は音字とよばれて音を表はすものと考へられてゐる。さすれば一寸見ると漢字には表音性なく、假名には表意性が無いかのやうに見えるが、果してさうであらうか。

まづ漢字について見るに、漢字には、從來、形音義の三つのものがあると考へられてゐる。形は、その字の形であり、音はその字のよみ方であり、義は、その字のあらはす意味である。そのうち音と義とは、言語に屬する事である。（漢字がなくとも、言語として音と意味とは存在する。）漢字には、それ／＼きまつた形があつて、それが、きまつた意味を表はし、又きまつた音（よみ方）をもつてゐる。そのきまつた意味と音とをその形があらはすのであるから、漢字の形は、つまり言語を表すものである。即ち、表音性と表意性とももつてゐるといふ事になるのである。即ち、漢字に形音義があると考へられてゐるのは、漢字には表意性のみならず、表音性もある事を認めてゐるのである。

次に假名はどうか。假名は表音文字といはれてゐるやうに、一々の假名はきまつたよみ方（音）をもつてをり、言語の音を表はすが、意味をあらはさないのが常である。さすれば假名には表意性はないかといふに、さうではない。なるほど一々の假名はきまつた意味を表はさないが、之を實際用ゐる場合には、之を以て言語を書くのである。その場合には一つの假名で或意味をあらはす事もあり、又一つで足りない場合には、いくつかの假名を連ねてそれで或意味をあらはす。即ち、個々の文字としてはいつもきまつた音を表はすだけで、きまつた意味をあらはすのではないが、實際に於ては、やはり意味を表はすのである。

全體、言語としては、いつでも音は或一定の意味を表はす爲に用ゐられてゐるのであつて、或一定の意味を有する言語の形として或きまつた一つづきの音が用ゐられるのである。假名はさういふ言語の音を表はすのであつて、その音を表はすに必要なだけ、即ち、或場合には一つ、或場合には二つ以上連ねてあらはすのである。それ故、假名が音をあらはすといつても、それは言語の音をあらはすかぎり、結局は意味を表はす事になるのである。（もし言語の音を表はさないならば、それは文字ではない。）

假名が音を表はす事は勿論であるが、前述の如く、漢字も亦音を表はすのである。それは即ち漢字のよみとしてあらはれてゐる。それでは音を表はすといふはたらきからみて假名と漢字との間に

何等かちがひがあるかどうか。

假名が音をあらはすのは、言語の音を音として分解して、その分解したものを一つ一つの文字であらはすのである。即ち言語の音は意味を表はすものであつて、それは一つづきの音である。それは言語としては、即ち、意味をもつてをるものとしてはそれ以上分解出来ないものであつても、音としては更に之を分解出来る。假名は、音として分解して得た單位を代表するもので、それが言語を表はす場合には、分解したものを更に結合させて、言語としての一定の音を形にあらはすのである。然るに、漢字は、或意味を表はす一定の音の形全體を分解し分析せず、そのまゝ全體として之をあらはすのである。ここにその間の相違がある。

かやうに假名は音の形を分析して示し、漢字は分析せず全體をそのまゝ示すとすれば、假名の方は言葉の音の形を明かに精密に示し、漢字は之を明かに示さないやうに考へられる。また、それも事實である。しかしよく考へて見ると、これは唯半面の事實であつて、全局から見れば必ずしもさう言ひ切れないものがある。

假名は言語の形を分析して示す。分析すれば、精密に音が示せるやうに考へられるが、分析した爲に失はれるものはないかと考へてみるに、それはたしかにあるのである。その明かなのはアクセントである。

言語に於ては意味をあらはす音の一つづきには、必ず一定のアクセントがある。どこを高く、どこを低く、發音するかのきまりがある。同じ音から出來た語であつても、そのアクセントの違ひによつて、別の語になる（即ち、意味が違ふ）。それ故、アクセントは言語としては大切なものであるが、假名で書けば、このアクセントの違ひは書きわけける事は出來ない。

然るに、漢字に於ては、その「よみ」は一定の意味をもつてゐる語の音の形そのままである故に、その語に使ふアクセントも亦一定してゐるのであつて、漢字は唯、音を示すばかりでなく、アクセントをも示すといふ事が出來る。かやうな點に於て、漢字の表音性は假名よりも一層精密であるともいへるのである。

もつとも假名は音をあらはす文字である故、假名で書いてあれば、普通の場合は、發音はわかる。勿論アクセントはわからぬまでも、大體の音はわかる。漢字の場合は、文字の音は、よみ方を知らなければ全くわからない。さういふ點に於て假名の方が便利だといへる。

しかしながら、元來、文字は知らない言語を新しく覺える爲のものではなく、わかつてゐる言語を書き、書いた文字から知つてゐる語をおもひ出す爲のものである。知らない語であれば、どんなにその發音だけが正しくわかつても之を理解する事が出來ず、又自分の知らない語ならば之を書くといふ事は出來る筈のものではない。それ故、もし讀み方のわからない場合には之を人に聞いてど

んな語であるかを知るべきであつて、勝手に之をよむべきものではない。

世人はこの點に於て誤解してゐるものが多いやうであるが、まだ讀方を知らない文字に出會ひ又はまだ知らない語を書いた文字に出會つた場合に、それがわからないからといつて、之をその文字の責任に歸するのは根本的にあやまつた考であると信ずる。

次に、表意性について考へてみる。

漢字は、意味を表はすものである。たとへ同じ音の語であつても、意味のちがつたものは、違つた文字であらはずのが原則である。それ故、漢字で書いたものは意味を理解するのに容易である。

假名は、言語を書くのに、語の音を分解して、音に従つて書く。それ故、或る意味をもつてゐる一つづきの音は、一字のもあれば二字、三字、四字等いろいろある。その上實際の言語としては、音のつながりが、意味にしたがつて區切られてゐるのであるが、普通の書き方としては、その區切が書きあらはされず、ずつとつゞけて書いてある。それ故、どこからどこまでが、一つの意味をあらはすが、すぐはわからず、讀んでみなければならぬ。(普通の場合は言葉としてはわかつてゐるのであるから、讀んでみればわかるが、區切りが明瞭でない故、時として誤讀するおそれがある。)それ故、漢字の場合の如く、意味を理解する場合に一目瞭然とは行かない。かやうな點に於て、漢字は假名よりも數等すぐれてゐる。もつとも同じ表音文字であつても、今日の羅馬字の如き

は、一語ごとに區切りがあつて、意味を表はす一かたまりの音は一かたまりの文字によつてあらはされてをり、それが意味を理解する場合に便利になつてゐる。かやうになれば、表音文字であつても、そのかたまりが一つのものとなつて、一つの漢字と同じやうな性質のものとなつたのである。我國の假名には、まだ、かやうな習慣が成立つてゐないのである。

以上は、漢字と假名との表音性と表意性についての大體論である。勿論、我國では漢字を假名のやうにその意味にかゝはず専ら表音的に用ゐる用法があつたのであつて、之を萬葉假名といふ。この場合には、その性質は漢字でも假名と同様である。しかし、漢字はやはり漢字であつて、全く假名の如く表音文字になつたのではなく、同時に表意文字としても用ゐるのであつて、假名的用法は、漢字の特別の用法に過ぎない。

又一方假名は、表音文字で、言語の音を表はすのがその本來の性質であるが、しかし、又その意味によつて之を用ゐる事もある。假名遣の場合がそれであつて、「い」「ゐ」「え」「ゑ」「お」「を」は音としてはそれごとく全く同じ音であるが、之を同じ處には用ゐず、區別して用ゐるのであるが、どう區別するかといふと、意味によつて區別するのである。即ち「イル」といふ音の語であるとする、音としては、「イ」は全く同じ音であるが、「入る」「射る」「要る」などの意味の語である場合には、「い」を用ゐ、「居る」の意味の語である場合には「ゐ」を用ゐる。「得る」と「彫る」のエ

も音としては同じであるが、前の意味の語では「える」と書き、後の意味の場合では「ゑる」と書く。これらは假名のちがひによつて意味の違いを示してゐるのである。

かやうに、漢字でも必ずしもいつも表意的にのみ用ゐるのでなく、又假名でも、時には音を表はすのみならず意味のちがひを表はす事もあるけれども、普通の場合に於て漢字は表意文字で、假名は表音文字である。さうして前に述べたやうに、漢字は意味を示すことをその特徴とするのであるが、しかし音をあらはさないのではなく、しかも、その音をあらはすはたらきは、或る點では表音文字たる假名よりもつと具體的であつて一層精密であるといつてよい點があるのであり、表意のはたらきに於ては、假名とは比較にならないほど、明瞭で適切である。假名は表音のはたらきに於ては、漢字のもたないやうな長所をもつてゐるとはいふものの、又一方からみれば、まだ不完全で不精密な點もあり、又表意の點に於ては漢字にくらべては、まだ不完全で不便な點が多い。

さうして、言語はつまり、思想交換がその目的である故、その最も大切なのは、意味であつて、その音の側にはないのである。音が言語に於て大切なのは意味を傳へる手段としてであるが、文字に書いた場合には、必ずしも音によらなくとも文字として目に見える形だけによつても意味を傳へる事が出来るのであるから、文字の場合に大切なものは、その表音性よりも表意性にあるのである。假名と漢字とをくらべて見ると、前に述べたやうに、漢字の方がその表意性が著しく意味を傳へる

のに便益が多いとすれば、漢字の文字としての価値は假名にくらべて勝れた点がある事を認めないわけには行かないのである。

勿論私が、文字の意味を大切であるとするのは、その表音性を無視しようとするのではない。ことに、山田孝雄氏が國語史文字篇に文字の本質としてあげられた

一、文字は思想觀念の視覺的形象的の記號である。

二、文字は思想觀念の記號として一面言語を代表する。

といふ説に對しては、むしろ反對の意見をもつものである。文字は單に一面言語を代表するのではなく、全面的に言語を代表するものと考へるのであつて、言語には必ず一定の音があるもので、文字もこの音をあらはせばこそ文字であるのである。即ち、文字ならば必ず一定の音のよみ方を伴ふのである。もし、それがなく、只觀念思想を表するだけなら文字ではなく符號（記號）にすぎない。實際文字があつても、よみ方を知らない場合があるが、それでも文字である以上は何かきまつたよみ方があると考へるのである。無いとは考へない。又一方文字のあらはす思想觀念といふものも只抽象的思想觀念ではなく、言語として一定の音であらはされる思想觀念、即ち言語の意味ときまつた思想觀念である。さすれば言語をはなれては、文字はないのである。しかし、それにもかゝらず、言語の用といふ側から見て意味の方が實際上重きをなし、音の方が閑却せられる事は事實であ

る。甚しきは、文字は同じであつて、よみ方が全然違つても、やはり思想を通ずる役目をする事は漢文の筆録を見ても明かである。

さうして、かやうな事情にあればこそ、更に一層文字のよみ方教育を重視する必要があるのである。

漢字と假名とが文字としての性質を異にし、それ／＼獨特の長所を有すること上述の如くである。さうして、我國では現今この二種の文字を共に用ゐ、同じ文の中に之を混用してゐる。これはどんな意義を有するものであるか。

現代の文に於て、主として漢字で書く語と、假名で書く語とは概していへば、その文法上の性質をことにしてゐる。即ち品詞の違いによるといつてよい。助動詞、助詞及び用言の活用語尾は常に假名で書くのが原則であり、其他の品詞は主として漢字で書くのがならはしになつてゐる。助詞や助動詞及び活用語尾は、古く「てにをは」といはれたものであつて、いつも他の語に伴つて附屬的に用ゐられるものであり、其他の品詞は、比較的獨立性のつよいものであつて、「てにをは」の類を附屬せしめるものである。助詞や助動詞や活用語尾は、語と語との關係や、或は斷定、願望、要求、咏歎のやうな意味を言ひあらはして文の構成上極めて大切なものであるが、それは、其他の品詞のあらはす主要なる意味に附帶してあらはされるものであり、その上、いつも他の語の後に附くもの

である。その主要なる意味をあらはす語を、その意味をあらはすに適當な極めて印象的な漢字で書き、之に伴ふ意味をあらはす「てにをは」の類をその下に假名で書くのは、これらの各種の語の性質に適つたものであるといふべきである。かやうに漢字と假名とが適當に交錯し、さうして意味から見ても又音から考へても、漢字とそれに伴ふ假名とが一團となつて、その前後に區切りがあるのであつて、假名から漢字に移る所が、自然、音と意味との切れ目となつて、特にわかち書きをしなくとも、わかち書きをしたと同様の効果をあげる事が出来るのであつて、讀むにも甚便利に容易になるのである。これは極めて巧妙な方法であるといふべきである。かやうに考へて來ると、現今普通に行はれる漢字假名まじりの文は、一見複雑にして統一がないやうであるが、國語の文の構造の特質を捉へて漢字と假名との長所を巧に發揮させたもので、我が國民の優れたる直覺と適用の才とのあらはれを見る事が出来るといつて過言ではないであらう。

かやうな點から見ると、漢字をむやみに制限して、之を假名にかへる事は容易に賛成しがたいのであつて、かやうな事については、もつと廣い處から考へて十分の思慮を必要とするのである。

文部省の假名遣改定案について

芥川龍之介

我文部省の假名遣改定案は既に山田孝雄氏の痛撃を加へたる所なり。(雑誌「明星」二月號參照) 山田氏の痛撃たる、尋常一様の痛撃にあらず。その當に破るべきを破つて寸毫の遺憾を止めざるは殆どサムソンの指動いてペリシテのマツチ箱のつぶるるに似たり。この山田氏の痛撃の後に假名遣改定案を罵らむと慾す、誰か又蒸氣ポンプの至れる後、龍吐水を持ち出すの歎なきを得むや。然れども思へ、火を滅せむには一杓の水も用なしと做さず。況や一條龍吐水の水をや。是僕の創見なきを羞ぢず、消防に加はらむとする所以なり。

我文部省の假名遣改定案は漫然と「改定」を稱すれども、何に依つて改定せるかを明らかにせず。勿論政府の命ずる所の何に依るかを明らかにせざるは必しも咎むべからざるに似たり。僕は銀座街頭を行くに常に左側を通行すれども、何に依つて右側を歩まず左側を歩むかを明らかにせず。然れども左側を歩む所以は便宜に出づることを信すればなり。

試みに僕等に命ずるに日比谷公園の躑躅を伐り、家鴨を殺すことを以てせよ。誰かその何の故に伐り何の故に殺すかを問はざらむや。即ち政府の命ずる所の何に依るかを明らかにせざるは必しも咎むべからずと雖も、まづその便宜に出づる所以を僕等「大みだから」に信せしめざる可らず。假名遣改定案を制定したる國語調査會の委員諸公は、悉聰明練達の士なり。何ぞこの明白なる理の當然を知らざることあらむや。然らば諸公は假名遣改定案の便宜たるを信ずるのみならず、僕等も

亦便宜またたることを信ずること、諸公の如くなるを信ずるなるべし。諸公の便宜たるを信ずるは諸公の隨意に任ずるも可なり。然れども僕等も諸公の如く便宜たることを信ずべしとするは——少くとも諸公の樂天主義も聊か過ぎたりと言はざるべからず。

僕は勿論假名遣改定案の便宜たることを信ずる能はず。假名遣改定案は——たとへば「ゐ」「ゑ」を廢するは繁はんを省ける所以ゆゑんなるべし。然れども繁はんを省けるが故に直ちに便宜なりと考ふるは最も危険なる思想なり。天下何ものか暴力よりも容易に繁はんを省くものあらむや。若し僕にして最も手輕に假名遣改定案を葬らむとせむ乎、僕亦區々たる筆硯ひつげんの間に委員諸公を責むるに先だち、直ちに諸公を暗殺すべし。僕の諸公を暗殺せず、敢てペンを驅る所以は——原稿料の爲と云ふこと勿なかれ。——一に諸公を暗殺するの簡は即ち簡たりと雖も、便宜ならざるを信ずればなり。「ゐ」「ゑ」を廢して「い」「え」のみを存す、誰か簡なるを認めざらむや。然れども敷島のやまと言葉の亂れむとする危険を顧みざるは斷じて便宜と言ふべからず。國語調査會の委員諸公は悉こゝろ聰明練達の士なり。豈陽あにやうに忠孝を説き、陰に爆彈を懷ふところにする超偽善的恐怖主義者ならむや。しかも諸公の爲す所を見れば、諸公の簡を尊ぶこと、土蠻どばんの生殖器を尊ぶが如くなるは殆ど恐怖主義者と同一なり。雜誌「明星」同人は諸公を以て便宜主義者と做す。(雜誌「明星」二月號所載)便宜主義者乎。便宜主義者乎。僕は寧ろ諸公を目するに不便宜主義者を以てするものなり。

我^{わが}文^{ぶん}部^ぶ省^{しやう}の假^{かり}名^な遣^ひ改^か定^{てい}案^{あん}の便^{べん}宜^いに出^いづることを認^まめ難^{がた}きは上^{かみ}に辯^{まを}じたる所^{ところ}なり。卒^{つと}然^{ぜん}としてこの改^か定^{てい}案^{あん}を示^しし、恬^{てん}然^{ぜん}として責^{せき}任^{にん}を果^はしたりと傲^なす、誰^{たれ}か我^{わが}謹^{じん}嚴^{げん}なる委^{わい}員^{いん}諸^{しよ}公^{こう}の無^む邪^{じゃ}氣^きに驚^{おど}かさらむや。然^{しか}れども簡^{かん}を尊^{たう}ぶは滔^{たう}々^くたる時^{とき}代^{だい}の風^{ふう}潮^{しやう}なり。甘^{あま}粕^{かす}大^{だい}尉^じの大^{おほ}杉^{すぎ}榮^{さか}を殺^{ころ}し、中^{なか}岡^{おか}良^{りやう}一^{いつ}の原^{はら}敬^{けい}を刺^させるも皆^{みな}この時^{とき}代^{だい}の風^{ふう}潮^{しやう}に従^{したが}へるものと言^{こと}はざるべからず。然^{しか}らば我^{わが}委^{わい}員^{いん}諸^{しよ}公^{こう}の簡^{かん}を愛^{あい}するこ
と、醜^{うし}酬^{じゆ}の如^{ごと}くなるも或^{ある}は驚^{おど}くに足^たらざるべし。宜^{むべ}なるかな、南^{なん}園^{えん}白^{はく}梅^{ばい}の花^{はな}、壽^{じゆ}陽^{やう}公^{こう}主^{しゆ}の面^{めん}上^{じやう}に落^おちて、梅^{ばい}花^{くわ}粧^{さう}の天^{てん}下^かを風^{ふう}靡^びしたるや。然^{しか}れども假^{かり}名^な遣^ひ改^か定^{てい}案^{あん}は單^{たん}に我^{わが}日^{にっ}本^{ぽん}語^ごの墮^だ落^{らく}を顧^こみざるの
みならず、又^{また}實^{じつ}に天^{てん}下^かをして理^り性^{じやう}の尊^{そん}嚴^{げん}を失^しはしむるものなり。たとへば「ぢ」「づ」を廢^{はい}するを見
よ。「ぢ」「づ」にして絶^{けつ}對^{たい}に廢^{はい}せられむ乎^か。「常^{じやう}小^{せう}面^{めん}憎^{じやう}い葉^は茶^{ぢや}屋^やの亭^{てい}主^{しゆ}」は「つねずねこずら。憎^{じやう}い
葉^はじや屋^やの亭^{てい}主^{しゆ}」と書^かかざるべからず。「つね」の「づね」に變^{へん}ずるは理^り解^{かい}すべし。「ずね」に變^{へん}ず
るは理^り解^{かい}すべからず。「毛^け脛^{けい}」を「けずね」といふよりすれば、「つねずね」亦^{また}「常^{じやう}脛^{けい}」ならざらむ
や。「小^{せう}面^{めん}」の「ずら」も亦^{また}然^{しか}り。若^もし夫^{それ}「葉^はじや屋^や」に至^{いた}つては、誰^{たれ}か「茶^{ぢや}屋^や」を「ちやや」と書
き、「葉^は茶^{ぢや}屋^や」を「葉^はじや屋^や」と書^かかむとするものぞ。これを強^しひて書^かかしめむとするは僕^{ぼく}等^らの理^り性^{じやう}
の尊^{そん}嚴^{げん}を失^しはしめむとするものなり。東^{とう}京^{きやう}人^{にん}の發^{はつ}音^{おん}の不^ふ正^{せう}確^{かく}なる、常^{じやう}に「じ」と「ぢ」とを分^わたず、
「ず」と「づ」とを分^わたざるは事^じ實^{じつ}たるに近^{ちか}かるべし。然^{しか}れども直^{ちか}ちにこれを以^{もつ}て「ぢ」「づ」を廢^{はい}
去^きるも可^べなりと言^{こと}はば、天^{てん}日^{じつ}豈^あ長^{ちやう}安^{あん}よりも遠^{とほ}からむや。國^{こく}語^ご調^{てう}査^さ會^{かい}の委^{わい}員^{いん}諸^{しよ}公^{こう}は悉^{しつ}聰^{そう}明^{めい}練^{れん}達^{だつ}の

士なり。理性の尊嚴を無視するの危険は諸君も亦明らか^{また}に知る所なるべし。然れども諸公の爲す所を見れば、殆ど地球の泥團たるを信ぜず、二等邊三角形の頂角の二等分線は底邊を二等分するをも信ぜざるに似たり。雑誌「明星」同人は諸公を以て「新しがり」と做す。「新しがり」乎。「新しがり」乎。僕は寧ろ諸公を目するに素朴觀念論に心酔したる原始文明主義者を以てするものなり。

我文部省の假名遣改定案は金光燦然たる「簡」字の前に日本語の墮落を顧みず、理性の尊嚴をも無視するものなり。我謹嚴なる委員諸公は眞にこの案を小學教育に實施せむとするものなりや否や。否、僕はこの案の常談たることを信ずるものなり。若し常談たらずとすれば、實施するの不可は言ふを待たず、たとひ實施せざとすも、我國民の精神的生命に白刃の一撃を加へむとしたるの罪は人天の赦さざる所なるべし。我國語調査會の委員諸公は悉聰明練達の士なり。何ぞ大正の聖代にこの暴擧を敢てせむや。僕は正直に白狀すれば、諸公の喜劇的精神に尊敬と同情とを有するものなり。然れども、語にこれを言はずや、「常談にも程がある」と。僕は諸公の常談の大規模なるは愛すれども、その世道人心に害あるの事實は認めざる能はず。

我日本の文章は明治以後の發達を見るも、幾多僕等の先達たる天才、——言ひ換へれば偉大なる賣文の徒の苦心を待つて成れるものなり。羅馬は一日に成るべからず。文章亦羅馬に異らむや。この文章の興廢に關する假名遣改定案の如き、輕々にこれを行はむとするは紅葉、露伴、一葉、美妙、

蘇峰、樗牛、子規、漱石、鷗外、逍遙等の先達を侮辱するも甚しと言ふべし。否、彼等の足跡を踏める僕等天下の賣文の徒を侮辱するも甚しと言ふべし。僕等は句讀點の原則すら確立せざる言語上の暗黒時代に生まれたるものなり。この混沌たる暗黒時代に一縷の光明を與ふるものは僕等の先達並びに民間の學者の纒かに燈心を加へ來れる二千年來の常夜燈あるのみ。若しこの常夜燈にして光明を失はむ乎、僕等の命休すべく、日本の文章衰ふべし。我謹嚴なる委員諸公は僕等の命休するも泰然たらむは疑ふべからず。(同時に又僕等の墓上の松颯々の聲を生ずるの時に當り、僕等の作品を教科書に加へ、併せて作者の夢にも知らざる註釋を附せむも疑ふべからず。)然れども思へ。中堂の猛火、東叡山の天を焦がしてより日本の文章に貢獻したるものは文部省なるか僕等なるかを。明治三十三年以來文部省の計畫したる幾多の改革は一たびも文章に裨益したるを聞かず。却つて語格假名遣の誤謬を天下に蔓延せしめたるのみ。その弊害を知らむとするものは今に至つて誤謬に富める新聞雜誌書籍等——たとへば僕の小説集を見るべし。しかも文部省はこれを以て未だその破壊慾を満たしたりと做さず、たとひ常談にも何にもせよ、今度の假名遣改定案を發表したるはかの爆彈事件なるものと軌を一にしたる常談なり。僕は警視廳保安課のかかる常談を取締まるに甚だ寛なるを怪まざる能はず。

僕は勿論山田孝雄氏の驥尾に附する着蠅なり。只雜誌「明星」の讀者を除ける一天四海の

恆河沙人は、必しも假名遣改定案の愚學たるを知れりと言ふべからず。即ち豫言者ヨハネの如く、或は救世軍の太鼓の如く山田氏の公論を廣告するに聲を大にせる所以なり。然れども野人禮に嫻はず、妄りに猥雑の言を弄し、上は山田孝雄氏より下は我謹嚴なる委員諸公を辱めたるはその罪素より少からず。今ペンを擱かむとするに當り、謹んで海恕を乞ひ奉る。死罪々々。

(大正十四年三月)

表音的假名遣は假名遣にあらず

橋本進吉

假名遣といふ語は、本來は假名のつかひ方といふ意味をもつてゐるのであるが、現今普通には、そんな廣い意味でなく、「い」と「ゐ」と「ひ」、「え」と「ゑ」と「へ」、「お」と「を」と「ほ」、「わ」と「は」のやうな同音の假名の用法に關してのみ用ゐられてゐる。さうして世間では、これらの假名による國語の音の書き方が即ち假名遣であるやうに考へてゐるが、實はさうではない。これ等の假名は何れも同じ音を表はすのであるから、その音自身をどんなに考へて見ても、どの假名で書くべきかをきめる事が出来る筈はない。それでは假名遣はどうしてきまるかといふに、實に語によつてきまるのである。「愛」も「藍」も「相」も、その音はどれもアイであつて、そのイの音は全く同じであるが、「愛」は「あい」と書き「藍」は「あゐ」と書き「相」は「あひ」と書く。同じイの音を或は「い」を用ゐる或は「ゐ」を用ゐる或は「ひ」を用ゐて書くのは、「愛」の意味のアイであるか、「藍」の意味のアイであるか、「相」の意味のアイであるかによるのである。單なる音は意味を持たず、語を構成してはじめて意味があるのであるから、假名遣は、單なる音を假名で書く場合のきまりでなく、語を假名で書く場合のきまりである。

この事は古來の假名遣書を見ても明白である。例へば定家假名遣といはれてゐる行阿の假名文字

遣は「を」「お」以下の諸項を設けて、各項の中にその假名を用ゐるべき多くの語を列挙してをり、所謂歴史的假名遣の根元たる契沖の和字正濫鈔も亦「い」「ゐ」「ひ」以下の諸項を擧げて、それぐの假名を用ゐるべき諸語を列挙してゐる。楳取魚彦の古言梯にいたつては、多くの語を五十音順に擧げて、一々それに用ゐるべき假名を示して、假名遣辭書の體をなしてゐるが、辭書はいふまでもなく語を集めたもので、音をあつめたものではない。これによつても假名遣といふものが語を離れて考へ得べからざるものである事は明瞭である。

表音的假名遣といふものは、國語の音を一定の假名で書く事を原則とするものである。その標準は音にあつて意味にはない。それ故、如何なる意味をもつてゐるものであつても同じ音はいつも同じ假名で書くのを主義とするのである。「愛」でも「藍」でも「相」でもアイといふ音ならば、何れも「あい」と書くのを正しいとする。それ故どの假名を用ゐるべきかを定めるには、どんな音であるかを考へればよいのであつて、どんな語であるかには關しない。勿論表音的假名遣について書いたものにも往々語があつてある事があるが、それは只書き方の例として擧げたのみで、さう書くべき語の全部を網羅したのではない。それ以外のものは、原則から推して考へればよいのである。然るに古來の假名遣書に擧げた諸語は、それらの語一つ一つに於ける假名の用法を示したもので、そこに擧げられた以外の語の假名遣は、必ずしも之から推定する事は出來ない。時には推定によつて

假名をきめる事があつても、その場合には、音を考へていかなる假名を用ゐるべきかをきめるのではなく、その語が既に假名遣の明かな語と同源の語であるとか、或はそれから轉化した語であるとかを考へてきめるのであつて、やはり箇々の語に於けるきまりとして取扱ふのである。

以上述べた所によつて、古來の假名遣は（定家假名遣も所謂歴史的假名遣も）假名による語の書き方に關するきまりであつて、語を基準にしてきめたものであり、表音的假名遣は假名による音の書き方のきまりであつて、音を基準としたものである事が明白になつたと思ふ。

二

それでは假名遣といふものは何時から起つたであらうか。

普通の假名、即ち平假名片假名は、平安初期に發生したと思はれるが、それ以前にも漢字を國語の音を表はす爲に用ゐた事は周知の事實であつて、之を假名の一種と見て萬葉假名又は眞假名と呼ぶのが常である。この萬葉假名の時代に於ては、國語の音を表はす爲に之と同音の漢字を用ゐたのであるから、當時は表音的假名遣が行はれたといふやうに考へられるかも知れないが、しかしこの時代には假名として用ゐられた漢字は同音のものであれば何でもよかつたのであつて、それ故、同

じ音を表はすのに色々の違つた文字を勝手に用ゐたのである（それは、諸書に載せてある萬葉假名の表に、同じ假名として多くの文字が擧げられてゐるのを見ても明かである）。その結果として、同じ語はいつも同じ文字で書かれるのでなく、さまざま違つた文字で書かれて、文字上の統一は無かつたのである（例へば「君」といふ語は「岐美」「枳瀨」「企弭」「耆瀨」「吉民」「伎彌」「伎美」のやうな、色々の文字で書かれて文字に書かれた形は一定しない）。處が、現代の表音的假名遣に於ては、同じ音はいつも同じ文字で書き、違つた音はいつも違つた文字で書くのが原則であり、従つて文字の異同によつて直に音の異同を知る事が出来るのであるが、上述の如き萬葉假名の用法によつては、異なる音は異なる文字で書かれてゐるが、同じ音も亦異なる文字で書かれる故、文字の異同によつて直に音の異同を判別する事は出来ない。又、萬葉假名の時代には同じ音の文字なら、どんな字を用ゐてもよいのであるから、もし之と同じ原則によるならば、現代に於て、「い」「ゐ」「え」「ゑ」、「お」「を」はそれ／＼同じ音をあらはしてゐる故、「犬」を「いぬ」と書いても「ゐぬ」と書いても、「家」を「いえ」と書いても「いゑ」と書いても（又「いへ」と書いても）、「奥」を「おく」と書いても「をく」と書いても宜しい筈であるが、今の表音的假名遣では、かやうな事を許さない。されば、この時代の萬葉假名の用ゐる方は、現代の表音的假名遣とは趣を異にするものであるといはなければならぬ。

勿論萬葉假名の時代に於ても、或種の語に於ては、それに用ゐる文字がきまつたものがある。地名の如きは、奈良朝に於て國郡郷の名は佳字を撰んで二字で書く事に定められたのであつて、その中には「紀伊」、「土佐」、「相模」、「伊勢」等の如く、萬葉假名を用ゐたものがあり、又、姓や人名にもさういふ傾向がかなり顯著であるが、これは特殊の語に限られ、一般普通の語に於ては、同音ならばどんな漢字を用ゐてもよいといふ原則が行はれたものと思はれる。かやうに、同音の文字が萬葉假名として自由に用ゐられ何等の制限もなかつた時代に於ては、どの假名を用ゐるべきかといふ疑問の起る事もなく、假名遣といふやうな事は全然問題とならなかつたと見えて、さういふ事の考へられた痕跡もないのである。

平安朝に入つて萬葉假名から平假名片假名が発生して、次第に廣く流行するに至つたが、これらの假名に於ても同音の假名として違つた形の文字（異體の假名）が多く、殊に平假名に於ては多數の同音の文字があつて、それから引續いて今日までも行はれ、變體假名と呼ばれてゐる。片假名もまた初の中は、同音で形を異にした文字がかなりあつて、鎌倉時代までもその跡を斷たなかつたが、これは比較的早く統一して室町江戸の交にいたれば、ほゞ一音一字となつた。

この片假名平假名に於ても、亦萬葉假名に於けると同様、同音の假名はどれを用ゐてもよく、同語は必ずしもいつも同一の假名では書かれなかつたのであつて、従つて、假名の異同によつて直に

その表はす音又は語の異同を知る事は出来ないのである。しかし、平安朝の初期には「天地の詞」^{アズマツテ}が出来、其の後、更に「伊呂波歌」が出来て、之を手習の初に習つたのであつて、これ等のものは、アルファベットのやうに、當時の國語に用ゐられたあらゆる異なる音を表はす假名を集めて詞又は歌にしたものであるから、これによつて、當時多く用ゐられた種々の假名の中、どれとどれとが同音であり、どれとどれとが異音であるかが明瞭に意識せられ、同音の假名は、たとひちがつた文字であつても同じ假名と考へられるやうになつて今日の變體假名といふやうな考が生じたであらうと思はれる。とはいへ、かやうなものが行はれても、假名の使用に關して或制限や或特別の規定が出来たのでなく、同音の假名ならどれを用ゐてもよかつたのであるから、やはり假名遣の問題は起らなかつたものと思はれる。現に平安朝初期に起つた音變化によつて、ア行のエとヤ行のエとが同音となり、その爲「天地の詞」の四十八音が一音を減じて「伊呂波歌」では四十七音になつたけれども、もと區別のあつた音でも、それが同音となつた以上は、もと各異なる音をうつした假名も、同音の假名として區別なく取扱はれたものらしく、その假名の遣ひ方については何等の問題も起らなかつたやうである。

然るに鎌倉時代に入ると、はじめて假名遣といふことが問題になつたのである。假名文字遣の最初にある行阿（源知行。吉野時代の人）の序によれば、假名遣の濫觴は行阿の祖父源親行が書いて藤原定家の合意を得たものであるといつてをり、藤原定家の作らしく思はれる下官集の中にも假名遣に關する個條があつて、先達の間にも沙汰するものが無かつたのを、私見によつて之を定めた由が見えてゐるのであつて、鎌倉初期に定家などがはじめて之を問題として取り上げて、假名遣を定めたものと考へられる。

この假名遣は、「を」と「お」、「ゐ」と「い」と「ひ」、「え」と「ゑ」と「へ」の如き同音の假名の用ゐ方に關するものであつて、それらの假名をいかなる語に於て用ゐるかを示してをり、今日いふ所の假名遣と全然同じ性質のものである。

この時代になつてどうして假名遣の問題が起つたかといふに、それは平安中期以後の國語の音の變化によつて、もと互に異なる音を表はしてゐたこれ等の假名が同音に歸した爲である事は言ふまでもない。しかし、以前の如く、同音の假名は區別なく用ゐるといふ主義が守られてゐたならば、これ等の假名が同音に歸した以上は、「を」でも「お」でも、又「い」でも「ゐ」でも「ひ」でも同じ

やうに用ゐた筈であつて、之を違つた假名として、區別して用ゐるといふ考が起るべき理由はないのである。もつとも、「を」と「お」、「い」と「ゐ」と「ひ」はそれぐ違つた文字であるけれども、當時、一般にどんな假名にも同音の假名としていろ／＼の違つた文字（異體の假名）があつて、區別なく用ゐられてゐたのである故、これらの假名も同音になつた以上は同音の假名として用ゐて差支なかつた筈である。然るにこれらの假名に限つて、同音になつた後も假名としては互に違つたものと考へられたのは、特別の理由がなければならぬ。私は、この理由を當時一般に行はれてゐた「伊呂波歌」に求むべきだと考へる。即ち、これらは、伊呂波歌に於て別の假名として教へられてゐた爲に、最初から別の假名だと考へられ、それが同音になつた後もさうした考はかはらなかつたので、同音に對して二つ以上の違つた假名がある事となり、それ等の假名を如何なる場合に用ゐるかが問題となつて、ここに假名遣といふ事が生じたものと思はれる。

四

前にも述べた通り、萬葉假名専用時代に於ても、片假名平假名發生後に於ても、假名は音を寫す文字として用ゐられた。當時の假名の遣ひ方は、同音の文字であればどんな文字を用ゐてもよいと

いふ點で現代の表音的假名遣とは違つてゐるが、音を寫すといふ主義に於ては之と同一である。しかるに、もと違つた音を表はしてゐたいくつかの假名が同音となつてしまつた鎌倉時代に於て、それらの假名がやはり假名としては別々のものであり、隨つて區別して用ゐるべきものであるといふ考の下に、その用法を定めようとしたのが假名遣であるが、この場合に、その假名を定める基準たるべきものは音そのものに求める事は絶対に不可能であつて（音としてはこれらの假名は全く同一であつて、區別がないからである）、之を他に求めなければならぬ。そこで、新に基準として取り上げられたのが語であつて、音は言語に於ては、それ／＼違つた意味を有する語の外形として、或は外形の一部分として、常にあらはれるものである故に、その一々の語について、同音の假名の何れを用ゐるかをきめれば、一定の語には常に一定の假名が用ゐられて、假名の用法が一定するのである。かやうに假名遣に於て假名の用法を決定する基準が語であつた事は、下官集に於ても假名文字遣に於ても、各の假名の下に、之を用ゐるべき語を擧げてゐるによつても知られるが、また、源親行が父光行と共に作つた源氏の注釋書「水原抄」の中の左の文によつても了解せられる。

眞字は文字定者也。假字は文字づかひたがひぬれば義かはる事あるなり 水原（河海抄卷

十二梅枝「まむなのすゝみたるほどにかなはしとけなきもじこそまじるめれとて」の條

に引用したものによる）

これは、「漢字は語毎に用ゐる文字がきまつてゐる。假名は音に従つて書けばよいやうに思はれるけれども、その文字遣、即ち假名遣を誤るとちがつた意味になる事がある」と解すべきであらう（源氏の原文の意味はさうではあるまいが、光行はさう解釋したと見られる）。假名遣を誤つた爲に他の意味になるといふのは、同音の假名でも違つた假名を用ゐれば、別の語となつて、誤解を來す事がある事を指していふのであつて、かやうに、假名遣を意味との關聯に於て説いてゐる事は、假名は語によつて定まるもの、即ち假名の用法は語を基準とすると考へてゐた事を示すものである。

それでは、假名遣に於けるかやうな主義は定家などが全く新しく考へ出したものかといふに、必ずしもさうではあるまいと思はれる。全體、當時の假名遣が、何を據り所として定められたかについて、假名文字遣は何事をも語つてゐないが、下官集には、「見舊草子了見之」とあつて、假名文學の古寫本に基づいてゐる事を示してゐる。古寫本といつても何時代のものか明かに知る由もないが、平安朝中期以後、國語の音變化の結果として、もと區別のあつた二つ以上の音が同音となり、之をあらはした別の假名が同音に讀まれるやうになつたが、音と文字とは別のものである故、かやうに音がかはつた後も、假名（ことに假名ばかりで書く平假名）はもとのものを用ゐる傾向が顯著であつて、時としては同音の他の假名を用ゐる事があつても、大體に於て古い時代の書き方が保存せられてゐた時代がかなり永くつゞいたものと考へられる。しかるに時代が下つて鎌倉時代に

入ると、その實際の發音が同じである爲、同音の假名を混じ用ゐる事が多くなり、同じ語が人によつて違つた假名で書かれて統一のない場合が少くなかつたので、古寫本に親しんだ定家は、前代にくらべて當時の假名の用法の混亂甚しきを見て、これが統一を期して假名遣を定めようとしたものと思はれる。

さて、右の如く、もと異音の假名が同音になつた後も、なほ書いた形としてはもとの假名が保存せられて、他の同音の假名を用ゐる事が稀であつたのは、何に基づくのであらうか。これは、もと違つてゐた音が、同音になつた後にもなほ記憶せられてゐた爲とはどうしても考へられない。既に音韻變化が生じてしまつた後にはもとの音は全然忘れてしまふのが一般の例であるからである。これは、古寫本の殘存又はその轉寫本の存在などによつて假名で寫した語の古い時代の形が之を讀む人の記憶にとゞまつてゐた爲であるとしか考へられない。即ち、古く假名で書いた或語の形は、後に同音になつた假名でも、その中の或一つのものに定まつてゐた爲、その語とその假名との間に離れがたき聯關を生じて、自分が新しく書く場合にも、その語にはその假名を用ゐるといふ慣習がかなり強かつたのであると解すべきであらう。さすれば、明瞭な自覺はなかつたにせよ、既にその時分から、語によつて假名がきまるといふ傾向があつたとしなければならぬのである。

一般に文字を以て言語を寫す場合に、いかなる語であるかに従つて（たとひ同音の語でも意味の

異なるに従つて）之に用ゐる文字がきまるのは決して珍らしい事ではなく、表意文字たる漢字に於てはむしろその方が正しい用法である。漢語を表はす場合は勿論のこと（同じコーの音でも、「工」「幸」「甲」「功」「江」「行」「孝」「效」「候」など）漢字を以て純粹の國語を表はす場合にもさうである。（「皮」と「河」、「橋」と「箸」、「琴」と「事」と「言」など）唯、漢字を假りて國語の音を表はす場合（萬葉假名）はさうでなく、同じ語を種々の違つた文字で表はす事上述の如くであるが、この場合には漢字が語を表はず音を表はすからであつて、しかも、さういふ場合にも、或特殊の語（地名、姓、人名など）に於ては語によつて之を表はす文字が一定する傾向があつた事、これも上に述べた通りである。假名の場合には漢字とは多少趣を異にし、同音の假名は、文字としては違つたものであつても同じ假名と見做す故、同じ語をあらはす文字の形は必しも常に一定したものではないけれども、或語の才音には常に「を」（又は之と同じ假名）を用ゐて、「お」又は「ほ」の假名（又はそれらと同じ假名）を用ゐないといふ事になれば、その語と「を」（及び之と同じ假名）との間には密接な關係を生じて、その假名でなければ直にその語と認めるに困難を感じ、又は他の語と誤解するやうになるのは自然である。

かやうに一方に於て漢字が語によつて定まるといふ事實があり、又一方に於て、假名で書く場合にも、同音でありながら違つたものと認められた假名は、語によつてその何れか一つを用ゐる傾向

があつたとすれば、新に假名遣の問題が起り、かやうな同音の假名の用法の制定が企てられた場合に、語を基準とするのは最自然なことといはなければならぬ（音を基準にしようとしても不可能な事は前述の通りである）。

以上述べ來つた如き事情と理由とによつて、假名遣といふものは、それが問題となつた當初から、問題の假名を、語を表はすものとして取扱つて來たのであり、その場合に假名を定める基準となつたものは、單にどんな音を表はすかでなく、更にそれより一步を進めた、どんな語を表はすかに在つたのである。

かやうにして、萬葉假名の時代から平假名片假名發生後に至るまで、純粹に音をあらはす文字としてのみ用ゐられて來た假名は、少くとも假名遣といふ事が起つてからは、單なる音を表はす文字としてでなく、語を表はす文字として用ゐられ、明かにその性格を變じたのである（但し、この時から始めて語を表はす文字となつたか、又はもつと前からさうなつてゐたかは問題であつて、前に述べた所によれば、少くとも假名遣に關係ある問題の假名については以前よりそんな傾向はあつたとするのが妥當なやうであり、その他の假名については明瞭な證據が無いからわからないが、やはりそんな性質のものと考へられるやうになつてゐたかも知れない。同じ音の假名ならどんな假名を用ゐてもよいからといつて、それ故、音を表はすだけのものであると速斷するのは危険である。

何となれば、萬葉假名の時代と違つて「天地」の詞や「伊呂波」のやうなものが行はれてゐた時代には、それの中に現はれた假名だけが代表的のものとして認められ、これと違つた假名は今の變體假名と同じく、代表的の假名と全く同様なものと考へられ、従つて、假名で書いた語は、たとひ假名としての形は違つてゐても、或一定の假名で書かれてゐると考へた事もあり得べきであるからである。

五

かやうに、假名遣に於ては、その發生の當初から、假名を單に音を寫すものとせずして、語を寫すものとして取扱つてゐるのである。さうして假名遣のかやうな性質は現今に至るまでかはらない事は最初に述べた所によつて明かである。然るに今の表音的假名遣は、専ら國語の音を寫すのを原則とするもので、假名を出来るだけ發音に一致させ、同じ音はいつでも同じ假名で表はし、異なる音は異なる假名で表はすのを根本方針とする。即ち假名を定めるものは語ではなく音にあるのである。これは、假名の見方取扱方に於て假名遣とは根本的に違つたものである。かやうに全く性質の異なるものを、同じ假名遣の名を以て呼ぶのは誠に不當であるといはなければならぬ。これは發生の當初から現今に至るまで一貫して變ずる事なき假名遣の本質に對する正當な認識を缺く所から起つた

ものと斷ぜざるを得ない。

表音的假名遣は、音を基準とし、音を寫すを原則とするものであるとすれば、一種の表音記號と見てよいものである。表音記號は、言語の音を目に見える符號によつて代表させたもので、同じ音はいつも同じ記號で、違つた音はいつも違つた記號で示すのを趣旨とする。さうして、表音記號を制定するについては、實際耳に聞える現實の音（音聲）を忠實に寫すものや、正しい音の觀念（音韻）を代表するものなど、種々の主義があり、又、ローマ字假名など既成の文字を基礎とするものや、全然新しい符號を工夫するものなど種々の方法があるが、その中、假名に基いて國語の音韻を寫す表音記號は、その主義に於ても方法に於ても、表音的假名遣と全然合致するものである。それ故表音的假名遣はその實質に於ては一種の表音記號による國語の寫し方と見得るものであり、又それ以外にその特質は無いものである。勿論表音的假名遣は、實用を旨とするものである故、必ずしも精細に國語の音を寫さず、又その寫し方に於ても多少曖昧な所もあつて、表音記號としては不完全であるが、表音記號でも、實用を主とした簡易なものもあるのであるから、かやうな故を以て表音記號とは全然別のものであるといふ事は出来ない。しかし表音的假名遣を實際に行ひ世間通用のものとする爲には、從來の假名遣と妥協しなければ不便多く、その目的を達し難い憂がある爲に、これまで提出された表音的假名遣には、從來の假名遣に於ける用法を加味したものがあつた。例へば

大正十三年十二月臨時國語調査會決定の假名遣改定案に於ては、助詞のハ・ヘ・ヲに限り從來の假名遣を保存した如きはその例であつて、この場合には、その音によらず、如何なる語であるかによつて假名を定めたのである。それ故、この部分だけは假名遣といふ事が出来ようが、これは二三の語のみに限つた例外的のものである。これだけが假名遣であるからといつて、全部を假名遣といふのは勿論不當である。

右のやうな論に對して或はかういふ説を立てるものがあるかも知れない。

表音的假名遣は、例へば同音の假名「い」「ゐ」「ひ」に對してその中の「い」を用ゐ、「え」「ゑ」「へ」に對してその中の「え」を用ゐるなど、同音の假名がいくつかある中でその一つに一定したものであつて、假名遣に於て、同音の假名の中、この假名はどの語に用ゐるといふやうに、その假名の用法を一定したのと同様である。それ故、これも假名遣と呼んで、差支へないではないかと。

この説は當らない。表音的假名遣に於ては、いくつかの同音の假名の中、一つだけを用ゐて他は用ゐないのを原則とする（これは同じ音はいつも同じ假名で書くといふ主義からいへば當然である）。然るに假名遣では、同音の假名はすべて之を用ゐて、それぞれいかなる場合に用ゐるかをきめたのである。この事は實に兩者の間の重大な相違であつて、假名遣といふ問題の起ると起らないとの岐れるのは懸つて此處にあるのである。前にも述べた通り假名は最初から、同音の文字ならばど

んな文字でもその音を表はす爲に區別なく用ゐられた。もしこの主義がいつまでも引續いて行はれたならば、「い」も「ゐ」も「ひ」も同じイ音になつてしまつた時代では、「い」「ゐ」「ひ」は同音異體の同じ假名として區別なく用ゐられ、それ等の假名の用法については何等の疑問も起らず、假名遣といふ事が問題になる事はなかつたであらう。右のやうな假名の用法は、表音的假名遣に於ける假名の用法に近いものではあるが、まだ之と全く同じではない。何となれば「い」「ゐ」「ひ」をイ音を表はす同じ假名とみとめてその中の何れを用ゐてもよいといふのは、表音的假名遣に於てイ音を表はすに「い」を用ゐて「ゐ」「ひ」を用ゐないといふのと同じくないからである。しかし、かやうな假名の用法を整理して、一つの音にはいつも同じ一つの假名を用ゐる事にすれば、イ音を表はす「い」「ゐ」「ひ」は「い」で書く事になつて、表音的假名遣と全然同一になる。かやうな整理は、普通の假名に於て、同音の變體假名を整理して唯一つのもに定めると全く同性質のもので（カ音には「か」を、キ音には「き」を用ゐて、他の變體假名を用ゐないのと同様である）假名遣に於ける假名の取扱方とは全然別種のものである。もし、實際に於て假名の用法がこんな方向に進んだのであつたならば、今普通いふやうな意味に於ける假名遣といふ事は起らなかつたであらう。然るに事實に於ては、前述の如く「い」「ゐ」「ひ」等の假名が同音になつた後も、猶これ等の假名は文字としては別の假名と考へられてゐたのであつて、そこで、それらの假名をどう用ゐるべきかといふ

疑問がおこり、こゝにはじめてこれらの假名の用法即ち假名遣が問題になつたのである。もしこの場合に、これ等の假名はすべて同音であつて、その中の一つさへあれば音を表はすには十分である故、一つだけを殘して其他のものを廢棄したとしたならば、假名はどこまでも音を表はすものとして存続したであらう。然るに、當時に於ては、國語の音をいかなる假名によつて表はすかといふ事が問題となつたのでなく、もとから別々の假名として傳はつて來た多くの假名の中に同音のものが出來た爲、それを如何に區別して用ゐるかといふ事が問題となつたのである。それ故、同音のものを廢棄するといふやうな事は思ひも及ばなかつたであらう。即ち假名遣は最初から同音の假名のつかひわけといふ問題がその本質をなしてゐるのであり、従つて之を定める基準としては語によらざるを得なかつたのである。さすれば、同音の他の假名を廢して、音と假名とを一致させようとする表音的假名遣は、假名遣とはその根本理念に於て非常な差異があるもので、決して之を同視する事は出來ないのである。

かやうに考へて來ると假名遣と表音的假名遣とは互に相容れぬ別個の理念の上に立つものである。假名遣に於ては、違つた假名は、それぐ違つた用途があるべきものとし、たとひ同音であつても別の假名は區別して用ゐるべきものとするに對して、表音的假名遣に於ては假名は正しく言語の音に一致すべきものとし、同音に對して一つ以上の假名の存在を許さないのである。もし同音の假名

の存在を許さないとすれば、假名遣はその存立の基礎を失ひ雲散霧消する外ない。即ち、表音的假名遣は畢竟假名遣の解消を意圖するものといふべきである。然るに之を假名遣と稱するのは、徒に人を迷はせ、假名遣に對する正當なる理解を妨げるものである。

六

以上述べたやうに、假名遣と表音的假名遣とはその根本の性格を異にしたものであつて、假名遣に於ては假名を語を寫すものとし、表音的假名遣に於ては之を専ら音を寫すものとして取扱ふのである。語は意味があるが、個々の音には意味無く、しかも實際の言語に於ては個々の音は獨立して存するものでなく、或る意味を表はす一續きの音の構成要素としてのみ用ゐられるものであり、その上、我々が言語を用ゐるのは、その意味を他人に知らせる爲であつて、主とする所は意味に在つて音には無いのであるから、實用上、語が個々の音に對して遙に優位を占めるのは當然である。さすれば、假名のやうな、個々の音を表はす表音文字であつても、之を語を表はすものとして取扱ふのは決して不當でないばかりでなく、むしろ實用上利便を與へるものであつて、文字に書かれた語の形は、一度慣用されると、全體が一體となつてその語を表はし、その音が變化しても、文字の形

は容易にかへ難いものである事は、表音文字なるラテン文字を用ゐる歐洲諸國語の例を見ても明白である。かやうな意味に於て語を基準とする假名遣は十分存在の理由をもつものである。

しかしながら、假名遣では十分明瞭に實際の發音を示し得ない場合がある故、私は、別に假名に基づく表音記號を制定して、音聲言語や文字言語の音を示す場合に使用する事を主張した事がある（昭和十五年十二月「國語と國文學」所載拙稿「國語の表音符號と假名遣」）。然るに右のやうな表音記號としては、一二の試案は作られたけれども、まだ廣く世に知られるに至らないが、表音的假名遣は、前述の如く、その實質に於て假名を以てする國語の表音記號と同様なものであり、表音記號としてはまだ不十分な點があつても、それは必要な場合にも多少の工夫を加へればもつと精密なものともなし得るものであり、その上、臨時國語調査會の案の如き、多くの發音引國語辭書に於て發音を表はす爲に用ゐられて比較的よく世間に知られてゐるものもある故、之を簡易な表音記號に代用するのも一便法であらう。但しその爲には、表音主義を徹底させて、假名遣による規定を混入した部分は全部除去する事が必須であり、又名稱も假名遣の名は不當である故、明かに表音記號と稱するか、少くとも簡易假名表記法とでも改むべきである。

表音的假名遣に於て見る如き、假名遣を否定する考は、古く我國にも全くないではなかつたが、今世間に行はれてゐる、歴史的假名遣及び表音的假名遣の名は、英語に於ける歴史的綴字法及び

表音的綴字法フォネティックスペリングから出たもので、假名遣を綴字法と同様なものと見て、かく名づけたのである。然るに綴字法は歴史的のものも表音的のものも、共に語の書き方としてのきまりであつて、かやうな點に於て、語を基準とする假名遣とは通ずる所があつても、音を基準とする表音的假名遣とは性質を異にするものといはなければならない。私は從來世間普通の稱呼に隨つて表音的假名遣をも假名遣の一種として取扱つて來たのであるが、今回新に表音的假名遣に對する考察を試みて、その本質を明かにした次第である。

(昭和十七年八月稿)

假名遣意見

二〇〇六年八月十五日 第一刷發行

著 者

森 鷗外・橋本進吉・芥川龍之介

編輯兼發行人

船木直人